

練馬の介護保険

—令和2年度（2020年度）実績報告—

練馬区

目 次

1	高齢者人口と被保険者	1
2	介護保険料	4
3	要介護認定	13
4	保険給付	19
5	地域支援事業	37
6	介護保険財政	42
7	事業者	46
8	介護人材の確保・育成	49
9	相談・苦情への対応など	53
10	諮問機関	55
11	介護保険事業計画	60
12	資料	61

1 高齢者人口と被保険者

(1) 練馬区の高齢者人口

令和3年4月1日現在の練馬区の人口は740,417人であり、そのうち高齢者(65歳以上)の人口は161,408人、高齢化率21.80%となっている。

練馬区の高齢者人口

各年4月1日現在(単位:人)

区分		H29	H30	H31	R02	R03
総人口	男	354,234	355,507	356,983	359,633	358,936
	女	371,374	374,426	377,706	381,955	381,481
	計	725,608	729,933	734,689	741,588	740,417
第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)人口	男	127,091	128,284	129,373	131,003	131,762
	女	123,066	124,626	126,192	127,880	129,178
	計	250,157	252,910	255,565	258,883	260,940
高齢者(65歳以上)人口 (高齢化率)	男	67,346	67,992	68,441	68,933	69,328
	女	90,087	90,870	91,310	91,800	92,080
	計	157,433 (21.70%)	158,862 (21.76%)	159,751 (21.74%)	160,733 (21.67%)	161,408 (21.80%)
前期高齢者(65歳以上 74歳以下)人口 (前期高齢者割合)	男	35,621	35,477	35,134	35,328	35,981
	女	39,638	39,091	38,109	37,839	38,095
	計	75,259 (10.37%)	74,568 (10.22%)	73,243 (9.97%)	73,167 (9.87%)	74,076 (10.00%)
後期高齢者(75歳以上) 人口 (後期高齢者割合)	男	31,725	32,515	33,307	33,605	33,347
	女	50,449	51,779	53,201	53,961	53,985
	計	82,174 (11.32%)	84,294 (11.55%)	86,508 (11.77%)	87,566 (11.81%)	87,332 (11.79%)
85歳以上人口 (85歳以上人口割合)	男	8,029	8,607	9,099	9,657	10,243
	女	16,599	17,719	18,706	19,726	20,840
	計	24,628 (3.39%)	26,326 (3.61%)	27,805 (3.78%)	29,383 (3.96%)	31,083 (4.20%)

※出典：練馬区住民基本台帳

(2) 第1号被保険者

原則として区内に住所を有する65歳以上の方である。住所地特例((4)を参照)により、練馬区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き、練馬区の被保険者となる。

日常生活において介護が必要となった場合、要介護(要支援)認定を受ければ介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、保険者である練馬区に直接納める。

第1号被保険者数

(単位：人)

年	H29	H30	H31	R02	R03
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	158,154	159,716	160,700	161,729	162,420
総人口 (各年4月1日現在)	725,608	729,933	734,689	741,588	740,417
比率	21.8%	21.9%	21.9%	21.8%	21.9%

第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在 (単位：人)

年	H29	H30	H31	R02	R03
65～69	42,291	39,667	37,339	35,209	34,164
70～74	33,047	35,009	36,031	38,074	40,044
75～79	31,341	31,545	32,700	32,315	30,336
80～84	26,507	26,807	26,430	26,279	26,301
85～89	16,113	17,003	17,793	18,636	19,610
90～94	6,786	7,438	8,028	8,613	9,083
95～99	1,779	1,954	2,048	2,246	2,484
100～	290	293	331	357	398
合計	158,154	159,716	160,700	161,729	162,420

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R01	R02	
取得	65歳到達	7,347	7,283	6,878	6,792	6,912
	転入	1,530	1,532	1,607	1,656	1,442
	その他	357	466	442	483	442
	増計	9,234	9,281	8,927	8,931	8,796
喪失	死亡	5,279	5,312	5,441	5,452	5,670
	転出	2,010	2,137	2,180	2,106	2,069
	その他	220	270	322	344	366
	減計	7,509	7,719	7,943	7,902	8,105

※その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

(3) 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険に加入している方である。

加齢が原因とされる特定の病気(指定された16疾病)により介護が必要となり、要介護(要支援)認定を受けた場合に介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、練馬区に直接納めることはなく、各医療保険者に医療保険料の一部として納める。納めた保険料は、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ納付し、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金として、区に交付される。

(4) 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、特例が設けられている。

① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、引き続き、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。住所地特例対象施設は、つぎのとおりである。

ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院（介護療養型医療施設）
エ 養護老人ホーム オ 有料老人ホーム※ カ 軽費老人ホーム

※有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供する「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、地域密着型特定施設入居者生活介護に該当しない住宅は全て特定施設入居者生活介護に該当し、住所地特例の対象となる。ただし、当該住宅に平成27年3月31日以前から入居している方は住所地特例適用の対象外となる。

② 他住所地特例者

①の住所地特例者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、引き続き、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

③ 適用除外施設入所者

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設に入所して福祉事務所から生活介護および施設入所支援の支給決定を受けている場合や、救護施設に入所している場合等に、介護保険資格喪失届を提出することにより、介護保険の被保険者とはならない。

特例被保険者数：再掲

各年3月31日現在（単位：人）

年 区分	H29	H30	H31	R02	R03
住 所 地 特 例 者	1,295	1,465	1,595	1,717	1,830
他 住 所 地 特 例 者	521	573	615	684	774
適用除外施設入所者	58	55	53	50	52

2 介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付の見込みや人口の推移などを基に、3年度を単位とした事業計画期間ごとに練馬区介護保険条例で定めている。保険者（区）が賦課・徴収する。

第5期（平成24～26年度）

段階	対象者			料率	保険料額	
第1段階	生活保護受給の方			0.50	31,440円	
	老齢福祉年金受給の方					
第2段階	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.50	31,440円
特例第3段階			80万円を超えて120万円以下の方	0.60	37,730円	
第3段階			120万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)	0.70	44,020円	
特例第4段階			80万円以下の方	0.80	50,310円	
第4段階	非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)	1.00	基準額 62,880円 基準月額※1 5,240円
第5段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	125万円未満の方		1.10	69,170円
第6段階			125万円以上 200万円未満の方		1.22	76,720円
第7段階			200万円以上 300万円未満の方		1.35	84,890円
第8段階			300万円以上 400万円未満の方		1.49	93,700円
第9段階			400万円以上 600万円未満の方		1.65	103,760円
第10段階			600万円以上 800万円未満の方		1.82	114,450円
第11段階			800万円以上 1,000万円未満の方		2.00	125,760円
第12段階			1,000万円以上の方		2.20	138,340円

※1 基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

第6期（平成27～29年度）

段階	対象者			料率	保険料額	
第1段階	生活保護受給の方			0.45	31,460円	
	本人が特別区民税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	老齢福祉年金受給の方			80万円以下の方
本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が			80万円を超えて120万円以下の方			
120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）			0.70	48,930円		
第4段階		非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	80万円以下の方	0.80	55,920円
第5段階				80万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	1.00	基準額 69,900円 基準月額※1 5,825円
第6段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	125万円未満の方	1.13	78,990円	
第7段階			125万円以上 200万円未満の方	1.28	89,480円	
第8段階			200万円以上 300万円未満の方	1.49	104,160円	
第9段階			300万円以上 400万円未満の方	1.68	117,440円	
第10段階			400万円以上 600万円未満の方	1.88	131,420円	
第11段階			600万円以上 800万円未満の方	2.10	146,790円	
第12段階			800万円以上 1,000万円未満の方	2.33	162,870円	
第13段階			1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.60	181,740円	
第14段階			1,500万円以上 2,000万円未満の方	2.80	195,720円	
第15段階			2,000万円以上の方	3.00	209,700円	

※1 基準月額 は年額を12か月で除した場合の参考表示

第7期（平成30～令和2年度）

段階	対象者			料率	保険料額
第1段階 ※1	生活保護受給の方			平成30年度 0.40	31,080円
	本人が特別区民税非課税	老齢福祉年金受給の方		令和元年度 0.325	25,320円
			80万円以下の方	令和2年度 0.25	19,440円
第2段階 ※1	本人が特別区民税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	平成30年度 0.57	44,280円
第3段階 ※1			80万円を超えて120万円以下の方	令和元年度 0.445	34,560円
			120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	令和2年度 0.32	24,960円
第4段階	非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	0.77	59,880円
第5段階			80万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	1.00	基準額 77,640円 基準月額※2 6,470円
第6段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	125万円未満の方	1.08	83,880円
第7段階			125万円以上200万円未満の方	1.24	96,360円
第8段階			200万円以上300万円未満の方	1.49	115,800円
第9段階			300万円以上400万円未満の方	1.68	130,440円
第10段階			400万円以上600万円未満の方	2.00	155,280円
第11段階			600万円以上800万円未満の方	2.30	178,680円
第12段階			800万円以上1,000万円未満の方	2.60	201,960円
第13段階			1,000万円以上1,500万円未満の方	2.90	225,240円
第14段階			1,500万円以上2,000万円未満の方	3.20	248,520円
第15段階			2,000万円以上の方	3.50	271,800円

※1 令和元年10月消費税引き上げに伴い、令和元年度および2年度の第1～3段階の保険料については、公費負担による保険料軽減強化を実施している。

※2 基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

第8期（令和3～5年度）

段階	対象者		料率	保険料額		
第1段階 ※1	生活保護受給の方		0.25	19,800円		
	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税			老齢福祉年金受給の方	
本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計が			80万円以下の方	0.32	25,440円	
			80万円を超えて120万円以下の方			
第2段階 ※1	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	0.62	49,200円	
第3段階 ※1			本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.76	60,240円
第4段階				80万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	1.00	基準額 79,200円 基準月額※1 6,600円
第5段階	本人が特別区民税非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.76	60,240円
第6段階						
第7段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	125万円未満の方	1.07	84,840円	
第8段階			125万円以上 210万円未満の方	1.23	97,440円	
第9段階			210万円以上 320万円未満の方	1.48	117,240円	
第10段階			320万円以上 400万円未満の方	1.67	132,360円	
第11段階			400万円以上 600万円未満の方	2.00	158,400円	
第12段階			600万円以上 800万円未満の方	2.30	182,160円	
第13段階			800万円以上 1,000万円未満の方	2.70	213,840円	
第14段階			1,000万円以上 1,500万円未満の方	3.10	245,520円	
第15段階			1,500万円以上 2,000万円未満の方	3.50	277,200円	
第16段階			2,000万円以上 3,500万円未満の方	3.90	308,880円	
第17段階			3,500万円以上 5,000万円未満の方	4.30	340,560円	
第18段階	5,000万円以上の方	4.70	372,240円			

※1 第1～3段階の保険料については、公費負担による軽減を実施している。

※2 基準月額を年額を12か月で除した場合の参考表示

所得段階別の第1号被保険者数

各年度3月31日現在（単位：人）

所得段階		年度				
		H28	H29	H30	R01	R02
第1段階	被保険者数	31,861	31,861	32,097	32,127	31,954
	構成比	20.2%	20.0%	20.0%	19.9%	19.7%
第2段階	被保険者数	9,538	9,894	10,338	10,752	10,946
	構成比	6.0%	6.2%	6.4%	6.7%	6.7%
第3段階	被保険者数	10,411	10,550	10,626	10,937	11,114
	構成比	6.6%	6.6%	6.6%	6.8%	6.8%
第4段階	被保険者数	21,548	20,934	20,465	19,707	19,191
	構成比	13.6%	13.1%	12.7%	12.2%	11.8%
第5段階	被保険者数	15,206	15,678	15,628	15,853	15,987
	構成比	9.6%	9.8%	9.7%	9.8%	9.9%
第6段階	被保険者数	17,712	18,225	18,537	18,879	19,114
	構成比	11.2%	11.4%	11.5%	11.7%	11.8%
第7段階	被保険者数	18,728	19,201	19,299	19,403	19,379
	構成比	11.9%	12.0%	12.0%	12.0%	11.9%
第8段階	被保険者数	13,239	13,339	13,276	13,503	13,736
	構成比	8.4%	8.4%	8.3%	8.4%	8.5%
第9段階	被保険者数	6,684	6,716	6,753	6,892	7,114
	構成比	4.2%	4.2%	4.2%	4.3%	4.4%
第10段階	被保険者数	5,383	5,487	5,698	5,644	5,725
	構成比	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
第11段階	被保険者数	2,155	2,129	2,185	2,216	2,308
	構成比	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%
第12段階	被保険者数	1,225	1,220	1,272	1,289	1,268
	構成比	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
第13段階	被保険者数	1,743	1,692	1,746	1,721	1,747
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
第14段階	被保険者数	804	840	928	911	910
	構成比	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%
第15段階	被保険者数	1,775	1,816	1,752	1,786	1,775
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
合計	被保険者数	158,012	159,582	160,600	161,620	162,268
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

※ 保険料賦課日を基準としているため、P2の第1号被保険者数とは異なる。
 ※ 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 第1号被保険者の保険料収納状況

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。

① 介護保険料の収納状況

現年分

(単位:円)

年度		H28	H29	H30	R01	R02
区分						
調定額(A)		11,381,314,090	11,515,902,000	12,798,669,140	12,572,743,680	12,305,672,670
収納額	金額(B)	11,136,277,480	11,279,992,480	12,574,772,560	12,364,923,830	12,119,139,840
	収納率(B/A)	97.8%	98.0%	98.3%	98.3%	98.5%
収入未済額	金額(C)	245,036,610	235,909,520	223,896,580	207,819,850	186,532,830
	収入未済率(C/A)	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.5%

滞納繰越分

(単位:円)

年度		H28	H29	H30	R01	R02
区分						
調定額(A)		467,828,774	484,261,129	476,240,369	451,750,440	413,084,480
収納額	金額(B)	69,603,501	67,084,040	68,686,640	74,978,330	80,656,540
	収納率(B/A)	14.9%	13.9%	14.4%	16.6%	19.5%
不納欠損額	金額(C)	159,018,054	176,846,240	179,699,869	171,507,480	155,497,440
	不納欠損率(C/A)	34.0%	36.5%	37.7%	38.0%	37.6%
収入未済額	金額(D=A-B-C)	239,207,219	240,330,849	227,853,860	205,264,630	176,930,500
	収入未済率(D/A)	51.1%	49.6%	47.8%	45.4%	42.8%

② 徴収方法別の収納状況 (現年分)

年度		H28	H29	H30	R01	R02
徴収方法						
特別徴収	調定者数(人)	136,030	137,633	141,181	141,653	140,298
	調定額(円)	9,770,694,330	9,887,949,460	11,091,994,090	10,917,751,340	10,628,106,950
	収納額(円)	9,770,694,330	9,887,949,460	11,091,994,090	10,917,751,340	10,628,106,950
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定者数(人)	28,560	28,535	26,153	26,695	28,683
	調定額(円)	1,610,619,760	1,627,952,540	1,706,675,050	1,654,992,340	1,677,565,720
	収納額(円)	1,365,583,150	1,392,043,020	1,482,778,470	1,447,172,490	1,491,032,890
	収納率	84.8%	85.5%	86.9%	87.4%	88.9%
合計	調定者数(人)	164,590	166,168	167,334	168,348	168,981
	調定額(円)	11,381,314,090	11,515,902,000	12,798,669,140	12,572,743,680	12,305,672,670
	収納額(円)	11,136,277,480	11,279,992,480	12,574,772,560	12,364,923,830	12,119,139,840
	収納率	97.8%	98.0%	98.3%	98.3%	98.5%

③ 口座振替の状況

各年度3月31日現在（単位：人）

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
普通徴収被保険者数	27,500	27,479	25,160	25,671	27,625
口座振替加入者数	4,922	4,863	4,570	4,461	4,796
口座振替加入率	17.9%	17.7%	18.2%	17.4%	17.4%

【参考】保険料基準月額

第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～R2 年度)	第8期 (R3～5 年度)
3,100円	3,300円	3,950円	3,950円	5,240円	5,825円	6,470円	6,600円

(3) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため保険者（区）は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・徴収することはない。

各医療保険者は、徴収した保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付し、令和2年度は、区の保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業にかかる経費の27%に相当する金額が、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金として、区に交付された。

被保険者の負担割合

期 区分	第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～R2 年度)	第8期 (R3～5 年度)
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%
被保険者合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

(4) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間（災害等は3か月）を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減免者数（人）	16	8	10	12	9
減免金額（円）	459,090	236,090	252,230	295,350	358,590

(5) 震災減免

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を被災した後に、練馬区に転入した第 1 号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成 24 年 10 月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減免者数 (人)	12	17	17	15	18
減免金額 (円)	841,970	913,630	908,300	829,420	791,930

(6) 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る減免

平成 27 年度から、公共事業への協力により自宅等を売却し、自宅の買換え等を行った被保険者に係る保険料について減免の対象とした。当初の保険料額と、合計所得金額から売却による譲渡所得金額（上限 5,000 万円）を控除して得た額により算定する保険料額に差額が生じた場合に減免を行う。

なお、平成 30 年 4 月の制度改正において、土地、建物等の売却による収入のうち、一定額を特別控除額として合計所得金額から控除して保険料を算定することとなったことに伴い、本減免は平成 29 年度末をもって廃止した。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減免者数 (人)	14	9	—	—	—
減免金額 (円)	1,277,050	1,005,120	—	—	—

(7) 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第 2 段階または第 3 段階で、一定の条件に該当する生計困難な方の保険料を第 1 段階の保険料額に減額する。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減額者数 (人)	92	104	104	95	101
減額金額 (円)	1,120,300	1,244,330	1,564,000	1,318,030	1,420,400

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に減免を行う。

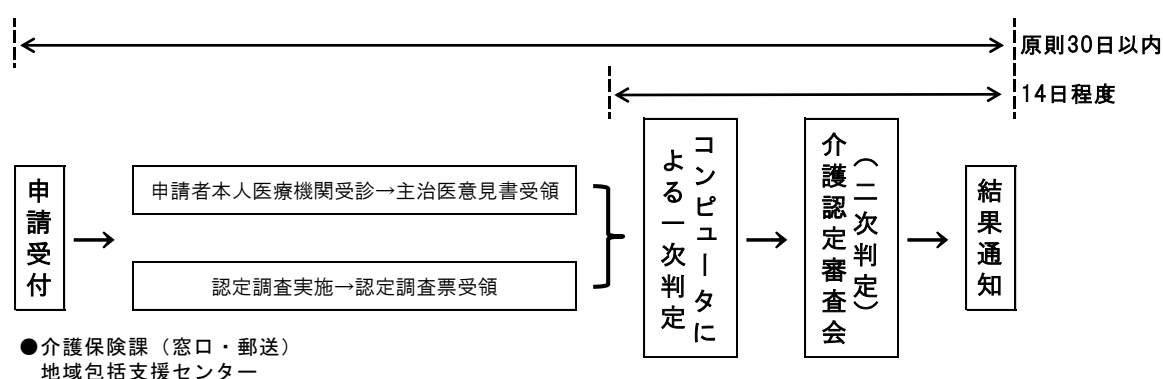
		R02
減免者数 (人)	令和元年度保険料分	740
	令和2年度保険料分	804
減免金額 (円)	令和元年度保険料分	9,245,320
	令和2年度保険料分	57,731,530

3 要介護認定

(1) 要介護・要支援認定の申請

介護保険のサービスを利用するためには、区に申請をして、要介護・要支援認定を受けなければならない。要介護・要支援認定は、どれくらいの介護サービスを必要とするかという介護の必要度を「介護の手間」という共通の基準で判断するものである。申請は、本人または家族等が、介護保険課に行くか、地域包括支援センターあるいは居宅介護支援事業者等を通して行う。

要介護・要支援認定の流れ



要介護・要支援認定申請の受理件数

(単位：件)

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R01	R02
新規	7,496	7,767	8,089	7,877	7,576
更新	15,483	19,143	17,316	19,648	10,125
区分変更※	3,943	4,132	4,500	4,644	4,933
転入	360	357	365	385	337
合計	27,282	31,399	30,270	32,554	22,971

※認定有効期間内に心身の状態が改善または悪化等により、現在の要介護度に該当しなくなった場合に行う変更申請

(2) 認定調査

区の職員や区が委託した居宅介護支援事業者等の調査員が、ご自宅等を訪問して心身の状況などを調査する。申請のうち、新規申請および区分変更申請の調査については、原則として区の職員が行う。

認定調査員の判断基準を平準化するために、知識の習得や調査能力の向上を目的とした研修を実施している。

- ① 新規研修：新規に認定調査に従事する者が対象で、受講が義務付けられている。
- ② 実践研修・管理者向け研修：区内居宅介護支援事業者等の調査員および管理者を対象に、調査能力の向上と適切な業務管理体制の構築を目的に実施している。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集形式によらない研修とした。①新規研修は東京都からの通知を受けe-ラーニングによる研修、②実践研修・管理者向け研修は書面による研修とし、区内162事業所に資料を送付した。

認定調査機関別件数

(単位：件)

調査機関	年度	H28	H29	H30	R01	R02
区※		10,127	10,323	10,379	11,132	9,045
他市区町村(嘱託)		62	61	67	103	57
居宅介護支援事業者等(委託)		16,010	19,704	18,197	20,571	9,156
施設(委託)		0	0	0	0	0
合計		26,199	30,088	28,643	31,806	18,258

※介護保険課のほか、地域包括支援センター等の実施分を含む。

研修回数および参加者数

年度	H28	H29	H30	R01	R02
回数(回)	6	6	6	6	2
延べ参加者数(人)	204	133	213	242	43

(3) 介護認定審査会

要介護度は、調査員の訪問調査結果による一次判定(コンピュータ判定)を、調査員が記載した特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で修正および確定を行い、介護の手間や状態の維持・改善可能性にかかる審査(二次判定)を経て認定する。

介護認定審査会は、保健、医療または福祉に関する学識経験者のうちから、区長が任命する委員で構成される合議体である。委員の総定数は条例で280人以内、各合議体の定数は規則で4人と定めている。任期は2年で、再任することができる。令和3年3月31日現在、委員は221人、合議体数は48となっている。令和2年度は、604回開催し、18,803件の審査判定を行った。

令和2年3月から、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、更新申請の際に、感染拡大防止の観点から面会が困難な場合で、本人・家族等の同意があるものについては、現在の認定期間に6か月の期間を延長する取扱いとした。その件数は、令和元年度22件、令和2年度4,709件である。

介護認定審査会委員に対しては、判定結果における合議体間の平準化に取り組むため、合議体長連絡会等を通じ、審査判定データに係る情報提供や審査判定の要点および手順の周知を行っている。

介護認定審査会委員構成 令和3年3月31日現在（単位：人）

医師	59
歯科医師	27
薬剤師	22
三療師（はり・灸・マッサージ・指圧）	4
柔道整復師	4
介護老人保健施設職員	20
介護老人福祉施設職員	39
訪問看護ステーション職員	5
その他（福祉施設等職員経験者）	41
合 計	221

※任期 2年間（平成31年4月～令和3年3月）

介護認定審査会開催数・審査判定数

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
審査会開催数（回）	819	828	818	809	604
審査判定数（件）	25,624	29,541	28,571	30,922	18,803

審査会判定結果内訳

（単位：人）

年度 区分	H28	H29	H30	R01	R02
非該当	132	210	239	320	226
要支援1	2,113	3,368	3,088	3,938	2,368
要支援2	2,240	3,573	2,849	3,574	2,030
要介護1	6,269	6,954	6,648	7,085	4,253
要介護2	4,956	5,280	5,293	5,363	3,170
要介護3	3,419	3,572	3,582	3,787	2,432
要介護4	3,202	3,428	3,604	3,554	2,359
要介護5	3,293	3,156	3,268	3,301	1,965
合計	25,624	29,541	28,571	30,922	18,803

介護認定審査会委員研修参加者数

（単位：人）

年度 研修	H28	H29	H30	R01	R02
新任研修(区主催)	0	46	0	48	2
新任研修(都主催)	0	7	3	20	0
現任研修(区主催)	114	134	133	172	0
現任研修(都主催)	18	27	11	0	0

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から東京都主催の現任・新任研修
および練馬区主催の現任研修は中止し、新任研修のみ開催した。

(4) 要介護・要支援認定

認定の更新等による要介護度の変化 その1 (令和2年度)

(単位:人)

前回の介護度		今回の介護度							
介護度	認定者数	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要支援1	2,921	95 (3.3%)	1,169 (40.0%)	676 (23.1%)	555 (19.0%)	233 (8.0%)	100 (3.4%)	47 (1.6%)	46 (1.6%)
要支援2	3,126	30 (1.0%)	646 (20.7%)	1,109 (35.5%)	700 (22.4%)	382 (12.2%)	106 (3.4%)	98 (3.1%)	55 (1.8%)
要介護1	6,212	14 (0.2%)	264 (4.2%)	482 (7.8%)	2,786 (44.8%)	1,615 (26.0%)	594 (9.6%)	294 (4.7%)	163 (2.6%)
要介護2	4,554	5 (0.1%)	73 (1.6%)	139 (3.1%)	797 (17.5%)	1,636 (35.9%)	1,030 (22.6%)	553 (12.1%)	321 (7.0%)
要介護3	2,837	1 (0.0%)	18 (0.6%)	40 (1.4%)	160 (5.6%)	397 (14.0%)	975 (34.4%)	819 (28.9%)	427 (15.1%)
要介護4	2,285	2 (0.1%)	7 (0.3%)	14 (0.6%)	82 (3.6%)	167 (7.3%)	346 (15.1%)	974 (42.6%)	693 (30.3%)
要介護5	1,497	1 (0.1%)	5 (0.3%)	2 (0.1%)	26 (1.7%)	38 (2.5%)	79 (5.3%)	258 (17.2%)	1,088 (72.7%)
計	23,432	148 (0.6%)	2,182 (9.3%)	2,462 (10.5%)	5,106 (21.8%)	4,468 (19.1%)	3,230 (13.8%)	3,043 (13.0%)	2,793 (11.9%)
新規申請	7,490	172 (2.3%)	1,756 (23.4%)	1,112 (14.8%)	1,979 (26.4%)	895 (11.9%)	557 (7.4%)	511 (6.8%)	508 (6.8%)
認定者総計	30,922								

認定の更新等による要介護度の変化 その2 (令和2年度) (単位:人)

前回の要介護度		今回の要介護度		
要介護度	認定者数	軽度化	維持	重度化
要支援1	1,472	53 (3.6%)	472 (32.1%)	947 (64.3%)
要支援2	1,615	217 (13.4%)	312 (19.3%)	1,086 (67.2%)
要介護1	3,426	150 (4.4%)	1,157 (33.8%)	2,119 (61.9%)
要介護2	2,126	289 (13.6%)	422 (19.8%)	1,415 (66.6%)
要介護3	1,236	252 (20.4%)	296 (23.9%)	688 (55.7%)
要介護4	909	286 (31.5%)	325 (35.8%)	298 (32.8%)
要介護5	490	192 (39.2%)	298 (60.8%)	— (0.0%)
計	11,274	1,439 (12.8%)	3,282 (29.1%)	6,553 (58.1%)

第1号被保険者年齢別認定者の内訳 (令和3年3月末)

(単位:人)

年齢	被保険者数	認定者数	要支援			要介護					
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計
65~69	34,164	1,085	125	142	267	205	234	123	118	138	818
70~74	40,044	2,614	356	329	685	451	581	368	276	253	1,929
小計	74,208	3,699	481	471	952	656	815	491	394	391	2,747
認定率		5.0%	0.6%	0.6%	1.3%	0.9%	1.1%	0.7%	0.5%	0.5%	3.7%
75~79	30,336	4,211	666	587	1,253	767	865	531	420	375	2,958
80~84	26,301	7,518	1,219	1,047	2,266	1,430	1,543	952	733	594	5,252
85~89	19,610	10,219	1,370	1,324	2,694	2,137	2,010	1,358	1,161	859	7,525
90~94	9,083	6,800	660	651	1,311	1,228	1,447	1,096	1,031	687	5,489
95~99	2,484	2,168	97	104	201	301	481	428	458	299	1,967
100~	398	376	8	4	12	34	74	74	100	82	364
小計	88,212	31,292	4,020	3,717	7,737	5,897	6,420	4,439	3,903	2,896	23,555
認定率		35.5%	4.6%	4.2%	8.8%	6.7%	7.3%	5.0%	4.4%	3.3%	26.7%
合計	162,420	34,991	4,501	4,188	8,689	6,553	7,235	4,930	4,297	3,287	26,302
認定率		21.5%	2.8%	2.6%	5.3%	4.0%	4.5%	3.0%	2.6%	2.0%	16.2%

※認定率は第1号被保険者数と要介護・要支援認定者数との比率

要介護・要支援認定者数

各年3月31日現在（単位：人）

区分		年				
		H29	H30	H31	R02	R03
要支援1	第1号被保険者	3,498	3,575	4,086	4,459	4,501
	第2号被保険者	49	39	41	45	63
	合計	3,547	3,614	4,127	4,504	4,564
	構成比	11.1%	11.1%	12.2%	12.9%	12.8%
要支援2	第1号被保険者	3,951	3,918	4,102	4,142	4,188
	第2号被保険者	63	74	72	66	64
	合計	4,014	3,992	4,174	4,208	4,252
	構成比	12.6%	12.3%	12.3%	12.1%	11.9%
要介護1	第1号被保険者	5,720	5,992	6,156	6,382	6,553
	第2号被保険者	100	94	74	83	85
	合計	5,820	6,086	6,230	6,465	6,638
	構成比	18.3%	18.7%	18.3%	18.6%	18.6%
要介護2	第1号被保険者	6,771	6,832	7,087	6,965	7,235
	第2号被保険者	131	142	161	168	169
	合計	6,902	6,974	7,248	7,133	7,404
	構成比	21.7%	21.4%	21.3%	20.5%	20.7%
要介護3	第1号被保険者	4,323	4,426	4,502	4,614	4,930
	第2号被保険者	92	105	104	101	122
	合計	4,415	4,531	4,606	4,715	5,052
	構成比	13.9%	13.9%	13.6%	13.5%	14.2%
要介護4	第1号被保険者	3,690	3,886	4,105	4,181	4,297
	第2号被保険者	84	87	71	85	88
	合計	3,774	3,973	4,176	4,266	4,385
	構成比	11.9%	12.2%	12.3%	12.3%	12.3%
要介護5	第1号被保険者	3,265	3,279	3,289	3,395	3,287
	第2号被保険者	109	109	105	112	115
	合計	3,374	3,388	3,394	3,507	3,402
	構成比	10.6%	10.4%	10.0%	10.1%	9.5%
合計	第1号被保険者	31,218	31,908	33,327	34,138	34,991
	第2号被保険者	628	650	628	660	706
	合計	31,846	32,558	33,955	34,798	35,697
	構成比	100%	100%	100%	100.0%	100.0%

(5) 資料提供

ケアプランを作成するために必要な認定調査票および主治医意見書等の資料について、被保険者や主治医の同意の上、居宅介護支援事業者等へ提供する。

資料提供件数

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R01	R02
件数	15,082	16,077	16,466	16,473	11,137

4 保険給付

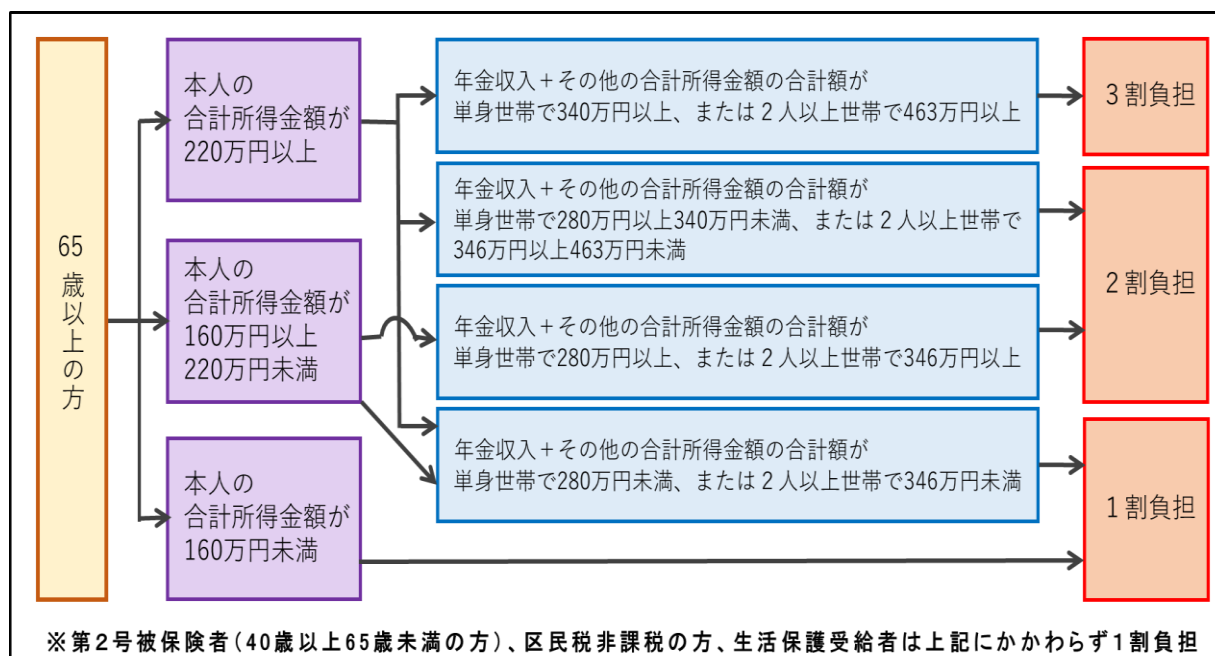
介護保険のサービスには、在宅などで利用する「居宅サービス・介護予防サービス」、介護保険施設に入所・入院して利用する「施設サービス」および住み慣れた地域で利用する「地域密着型サービス」がある。

(1) 保険給付の状況

① 利用者負担割合

介護保険サービスを利用した場合、本人および世帯の合計所得金額に応じて、サービス利用に要した費用の1割から3割に相当する額が利用者負担となり、残りを介護保険から給付する。

利用者負担判定の流れ



※出典：厚生労働省作成の周知リーフレットをもとに作成

負担割合対象者数

各年3月31日現在(単位：人)

年	H29	H30	H31	R02	R03
1割	26,588	27,396	28,719	29,498	30,296
2割	5,261	5,175	2,480	2,560	2,489
3割	—	—	2,763	2,745	2,924

※出典：介護保険事業状況報告(東京都福祉保健局)

② ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。

介護予防サービスを利用する場合は、地域包括支援センターにケアプラン(介護予防サ

ービス計画) 作成を依頼する。

居宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者にケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼する。

施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接サービス提供事業者
にケアプラン作成を依頼する。

また、居宅サービスのケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ地域包括支
援センターにケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。この場合、区が給付管理
票を作成し、介護給付の審査支払業務を行う国民健康保険団体連合会へ提出する。

ケアプラン自己作成状況

(単位：件 ※各年度1年間の累計数値)

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
自己作成計画給付管理件数	191	139	136	82	68

③ 居宅サービス・介護予防サービスの利用状況

介護保険で利用できるサービスは、要介護度等に応じて利用限度額が決まっている。利
用者は原則として、限度額内で利用したサービスに要した費用のうち利用者負担割合に応
じた分を負担し、残りは介護保険から事業者を支払われる。

区分支給限度額に対する利用割合(令和2年度)

区 分	支給限度単位数(A)	平均給付単位数(B)	支給限度額に対する平均 給付単位数の割合(B/A)
要支援1	5,032単位	1,854単位	36.8%
要支援2	10,531単位	2,364単位	22.4%
要介護1	16,765単位	6,722単位	40.1%
要介護2	19,705単位	9,366単位	47.5%
要介護3	27,048単位	15,624単位	57.8%
要介護4	30,938単位	20,029単位	64.7%
要介護5	36,217単位	25,885単位	71.5%

居宅サービス・介護予防サービスの要介護度別利用者数 (単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

年度 区分	H28		H29		H30		R01		R02	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援1	7,232	3.1%	8,569	3.6%	9,619	3.9%	11,890	4.7%	13,613	5.3%
要支援2	14,123	6.2%	16,316	6.9%	17,429	7.1%	19,009	7.6%	19,815	7.7%
要支援計	21,355	9.3%	24,885	10.5%	27,048	11.1%	30,899	12.3%	33,428	13.0%
要介護1	54,673	24.0%	55,406	23.5%	57,249	23.5%	59,790	23.8%	59,571	23.1%
要介護2	67,943	29.8%	70,565	29.9%	73,611	30.2%	73,271	29.1%	74,107	28.8%
要介護3	38,467	16.9%	38,993	16.6%	39,909	16.3%	40,633	16.2%	42,433	16.5%
要介護4	26,152	11.5%	26,599	11.3%	27,474	11.3%	27,538	11.0%	28,031	10.9%
要介護5	19,338	8.5%	19,286	8.2%	18,832	7.7%	19,294	7.7%	19,930	7.7%
要介護計	206,573	90.7%	210,849	89.5%	217,075	88.9%	220,526	87.7%	224,072	87.0%
合 計	227,928	100%	235,734	100%	244,123	100%	251,425	100%	257,500	100%

※複数の種類のサービスを利用している場合も1人として計上

居宅サービス・介護予防サービスの種類別利用者数 (単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

サービスの種類		年度				
		H28	H29	H30	R01	R02
訪問介護	介護給付	81,159	80,168	79,813	79,646	78,382
	予防給付	446	95	4	0	0
	計	81,605	80,263	79,817	79,646	78,382
訪問入浴介護	介護給付	5,864	5,495	5,204	5,223	5,479
	予防給付	1	2	1	9	10
	計	5,865	5,497	5,205	5,232	5,489
訪問看護	介護給付	31,941	35,352	38,110	41,181	46,173
	予防給付	2,370	2,960	3,265	3,902	4,590
	計	34,311	38,312	41,375	45,083	50,763
訪問リハビリテーション	介護給付	3,940	4,527	5,091	6,057	6,420
	予防給付	278	312	411	543	555
	計	4,218	4,839	5,502	6,600	6,975
居宅療養管理指導	介護給付	61,317	65,959	69,807	77,318	85,194
	予防給付	2,954	3,614	3,902	4,556	5,079
	計	64,271	69,573	73,709	81,874	90,273
通所介護	介護給付	62,080	59,869	61,835	65,042	60,167
	予防給付	219	58	1	0	0
	計	62,299	59,927	61,836	65,042	60,167
通所リハビリテーション	介護給付	19,032	20,713	21,987	22,304	18,506
	予防給付	2,730	3,276	3,966	4,794	4,371
	計	21,762	23,989	25,953	27,098	22,877
短期入所生活介護	介護給付	15,368	15,454	15,342	15,401	13,138
	予防給付	220	192	145	189	103
	計	15,588	15,646	15,487	15,590	13,241
短期入所療養介護	介護給付	1,575	1,719	1,510	1,533	822
	予防給付	4	4	2	2	3
	計	1,579	1,723	1,512	1,535	825
特定施設入居者生活介護	介護給付	26,795	28,385	29,557	31,365	32,229
	予防給付	2,542	2,906	2,970	3,132	3,316
	計	29,337	31,291	32,527	34,497	35,545
特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	介護給付	268	338	424	289	40
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	268	338	424	289	40
福祉用具貸与	介護給付	107,727	110,610	115,187	118,945	124,335
	予防給付	13,628	16,256	17,664	20,289	22,243
	計	121,355	126,866	132,851	139,234	146,578
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付	170,212	172,599	175,746	177,129	179,032
	予防給付	17,814	21,074	23,091	26,465	28,590
	計	188,026	193,673	198,837	203,594	207,622
福祉用具購入費	介護給付	2,236	2,144	2,030	2,027	2,090
	予防給付	412	441	402	461	430
	計	2,648	2,585	2,432	2,488	2,520
住宅改修費	介護給付	1,817	1,744	1,671	1,495	1,418
	予防給付	726	743	719	762	681
	計	2,543	2,487	2,390	2,257	2,099
合計	介護給付	591,331	605,076	623,314	644,955	653,425
	予防給付	44,344	51,933	56,543	65,104	69,971
	計	635,675	657,009	679,857	710,059	723,396

居宅サービス・介護予防サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H28	H29	H30	R01	R02
訪問介護	介護給付		4,939,560,751	4,948,272,565	4,879,262,041	4,937,113,381	5,179,924,918
	予防給付		4,189,852	1,578,217	25,385	0	0
	計		4,943,750,603	4,949,850,782	4,879,287,426	4,937,113,381	5,179,924,918
訪問入浴介護	介護給付		359,935,620	349,869,938	332,827,272	329,978,586	351,445,263
	予防給付		34,570	23,616	18,108	333,883	384,144
	計		359,970,190	349,893,554	332,845,380	330,312,469	351,829,407
訪問看護	介護給付		1,415,899,770	1,575,400,959	1,739,615,749	1,952,882,060	2,303,525,012
	予防給付		71,103,953	89,623,940	102,419,717	127,651,494	149,379,360
	計		1,487,003,723	1,665,024,899	1,842,035,466	2,080,533,554	2,452,904,372
訪問リハビリテーション	介護給付		144,744,606	175,606,272	205,210,562	244,640,253	256,597,918
	予防給付		8,811,610	10,123,180	14,116,546	17,669,876	20,197,939
	計		153,556,216	185,729,452	219,327,108	262,310,129	276,795,857
居宅療養管理指導	介護給付		775,435,110	848,247,802	919,258,150	1,036,063,816	1,132,420,732
	予防給付		35,429,782	44,915,112	47,748,457	54,971,111	60,568,117
	計		810,864,892	893,162,914	967,006,607	1,091,034,927	1,192,988,849
通所介護	介護給付		4,965,801,733	4,869,615,028	4,938,006,467	5,175,467,204	5,089,187,883
	予防給付		3,315,041	714,212	28,734	0	0
	計		4,969,116,774	4,870,329,240	4,938,035,201	5,175,467,204	5,089,187,883
通所リハビリテーション	介護給付		1,306,774,100	1,396,566,949	1,386,754,278	1,353,330,394	1,152,296,607
	予防給付		95,006,596	112,169,730	141,999,720	169,155,282	152,349,412
	計		1,401,780,696	1,508,736,679	1,528,753,998	1,522,485,676	1,304,646,019
短期入所生活介護	介護給付		1,222,683,495	1,293,713,244	1,348,607,459	1,390,155,423	1,348,140,602
	予防給付		7,177,814	6,703,067	5,774,298	6,618,030	5,151,904
	計		1,229,861,309	1,300,416,311	1,354,381,757	1,396,773,453	1,353,292,506
短期入所療養介護	介護給付		144,096,650	160,147,791	148,366,917	155,912,835	96,165,254
	予防給付		166,042	80,803	182,101	255,800	124,387
	計		144,262,692	160,228,594	148,549,018	156,168,635	96,289,641
特定施設入居者生活介護	介護給付		5,235,277,246	5,715,582,460	5,933,134,922	6,309,194,859	6,549,469,217
	予防給付		179,295,291	212,882,380	216,938,590	223,203,458	237,813,959
	計		5,414,572,537	5,928,464,840	6,150,073,512	6,532,398,317	6,787,283,176
特定施設入居者生活介護(短期利用型)	介護給付		15,577,783	22,621,210	29,543,719	21,758,011	3,541,157
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		15,577,783	22,621,210	29,543,719	21,758,011	3,541,157
福祉用具貸与	介護給付		1,549,140,061	1,615,125,478	1,695,238,000	1,773,990,875	1,897,662,263
	予防給付		80,723,786	95,046,297	104,433,815	118,354,004	133,835,537
	計		1,629,863,847	1,710,171,775	1,799,671,815	1,892,344,879	2,031,497,800
居宅介護支援・介護予防支援	介護給付		2,538,043,749	2,587,006,508	2,700,856,780	2,735,173,383	2,816,503,501
	予防給付		90,908,130	107,117,824	118,069,798	135,571,533	145,710,565
	計		2,628,951,879	2,694,124,332	2,818,926,578	2,870,744,916	2,962,214,066
福祉用具購入費	介護給付		67,329,989	66,312,189	63,711,881	62,208,616	66,128,316
	予防給付		11,665,865	12,146,972	11,367,453	12,797,309	11,542,439
	計		78,995,854	78,459,161	75,079,334	75,005,925	77,670,755
住宅改修費	介護給付		168,963,536	151,648,191	147,005,525	127,500,385	125,837,338
	予防給付		74,110,211	76,644,520	73,947,981	77,324,946	68,589,996
	計		243,073,747	228,292,711	220,953,506	204,825,331	194,427,334
合計	介護給付		24,849,264,199	25,775,736,584	26,467,399,722	27,605,370,081	28,368,845,981
	予防給付		661,938,543	769,769,870	837,070,703	943,906,726	985,647,759
	計		25,511,202,742	26,545,506,454	27,304,470,425	28,549,276,807	29,354,493,740

福祉用具購入費支給状況

区分		年度		H28	H29	H30	R01	R02
		件数 (件)	金額 (円)					
要支援	件数 (件)	412	441	402	461	430		
	金額 (円)	11,665,865	12,146,972	11,367,453	12,797,309	11,542,439		
要介護	件数 (件)	2,236	2,144	2,030	2,027	2,090		
	金額 (円)	67,329,989	66,312,189	63,711,881	62,208,616	66,128,316		
合計	件数 (件)	2,648	2,585	2,432	2,488	2,520		
	金額 (円)	78,995,854	78,459,161	75,079,334	75,005,925	77,670,755		

特定福祉用具種目別一覧

(単位：件)

種目		年度		H28	H29	H30	R01	R02
入浴補助用具		2,300	2,276	2,085	2,153	2,150		
腰掛便座		720	694	678	643	666		
自動排せつ処理装置 の交換可能部品		7	1	4	3	0		
移動用リフトのつり 具		7	11	8	17	11		
簡易浴槽		0	1	1	1	0		
合計		3,034	2,983	2,776	2,817	2,827		

※件数は延べ件数

住宅改修費支給状況

区分		年度		H28	H29	H30	R01	R02
		件数 (件)	金額 (円)					
要支援	件数 (件)	726	743	719	762	681		
	金額 (円)	74,110,211	76,644,520	73,947,981	77,324,946	68,589,996		
要介護	件数 (件)	1,817	1,744	1,671	1,495	1,418		
	金額 (円)	168,963,536	151,648,191	147,005,525	127,500,385	125,837,338		
合計	件数 (件)	2,543	2,487	2,390	2,257	2,099		
	金額 (円)	243,073,747	228,292,711	220,953,506	204,825,331	194,427,334		

改修種類別一覧

(単位：件)

種目		年度		H28	H29	H30	R01	R02
手すりの取付		2,293	2,262	2,189	2,046	1,875		
段差解消		472	375	355	304	290		
床材の変更		168	111	130	105	125		
扉の変更		222	201	244	165	166		
便器の洋式化		67	60	67	73	61		
合計		3,222	3,009	2,985	2,693	2,517		

※件数は延べ件数

③ 施設サービスの利用状況

施設サービスを利用する場合には、直接施設と契約を交わして入所・入院し、施設がケアプランを作成してサービスを利用する。施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者はサービスに要した費用のうち利用者負担割合に応じた分を負担し、残りは保険から事業者を支払われる。また、居住費（滞在費）・食費や日常生活費なども自己負担となる。

施設サービスの施設種別・要介護度別利用者数 (単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

施設・区分	年度	H28		H29		H30		R01		R02	
		利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
介護老人福祉施設	要介護1	512	1.8%	338	1.1%	259	0.8%	271	0.8%	244	0.7%
	要介護2	1,511	5.5%	1,393	4.7%	1,128	3.5%	1,006	3.0%	997	2.8%
	要介護3	5,539	19.9%	6,113	20.8%	6,936	21.7%	7,321	21.6%	8,020	22.7%
	要介護4	9,707	34.9%	10,357	35.2%	11,622	36.4%	13,005	38.4%	14,041	39.8%
	要介護5	10,549	37.9%	11,233	38.2%	11,984	37.5%	12,283	36.2%	12,014	34.0%
	施設別計	27,818	100%	29,434	100%	31,929	100%	33,886	100%	35,316	100%
介護老人保健施設	要介護1	1,321	9.3%	1,337	9.6%	1,221	8.5%	1,325	9.2%	1,224	8.6%
	要介護2	2,752	19.2%	2,667	19.1%	2,700	18.9%	2,514	17.4%	2,377	16.7%
	要介護3	3,634	25.5%	3,439	24.7%	3,524	24.6%	3,727	25.9%	3,659	25.7%
	要介護4	3,960	27.8%	4,104	29.4%	4,279	29.9%	4,365	30.3%	4,515	31.7%
	要介護5	2,596	18.2%	2,399	17.2%	2,598	18.1%	2,483	17.2%	2,458	17.3%
	施設別計	14,263	100%	13,946	100%	14,322	100%	14,414	100%	14,233	100%
介護療養型医療施設	要介護1	16	0.5%	3	0.1%	17	0.6%	24	1.0%	18	1.4%
	要介護2	82	2.1%	67	1.9%	59	2.1%	68	3.0%	51	3.9%
	要介護3	205	5.2%	182	5.1%	133	4.8%	84	3.7%	28	2.1%
	要介護4	1,155	29.4%	1,151	32.0%	939	34.0%	663	29.0%	332	25.2%
	要介護5	2,465	62.8%	2,189	60.9%	1,615	58.5%	1,448	63.3%	889	67.4%
	施設別計	3,923	100%	3,592	100%	2,763	100%	2,287	100%	1,318	100%
介護医療院	要介護1	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	18	3.7%
	要介護2	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	11	2.2%
	要介護3	—	—	—	—	0	0.0%	5	6.3%	28	5.7%
	要介護4	—	—	—	—	1	4.8%	27	33.8%	141	28.7%
	要介護5	—	—	—	—	20	95.2%	48	60.0%	293	59.7%
	施設別計	—	—	—	—	21	100%	80	100%	491	100%
合計	要介護1	1,849	4.1%	1,678	3.6%	1,497	3.1%	1,620	3.2%	1,504	2.9%
	要介護2	4,345	9.4%	4,127	8.8%	3,887	7.9%	3,588	7.1%	3,436	6.7%
	要介護3	9,378	20.4%	9,734	20.7%	10,593	21.6%	11,137	22.0%	11,735	22.8%
	要介護4	14,822	32.2%	15,612	33.2%	16,841	34.3%	18,060	35.6%	19,029	37.1%
	要介護5	15,610	33.9%	15,821	33.7%	16,217	33.1%	16,262	32.1%	15,654	30.5%
	合計	46,004	100%	46,972	100%	49,035	100%	50,667	100%	51,358	100%
	重複利用を除く実人数	45,708		46,704		48,985		50,613		51,348	

施設サービスの種類別経費

(単位：円)

種類 \ 年度	H28	H29	H30	R01	R02
介護老人福祉施設	7,121,813,475	7,911,544,133	8,790,360,180	9,496,601,157	10,014,491,704
介護老人保健施設	3,791,761,189	3,912,356,818	4,152,512,565	4,297,855,853	4,354,025,466
介護療養型医療施設	1,423,091,709	1,316,494,801	1,015,602,934	841,905,756	500,605,986
介護医療院	—	—	8,886,286	30,509,033	196,256,711
合計	12,336,666,373	13,140,395,752	13,967,361,965	14,666,871,799	15,065,379,867

施設サービスの利用状況（各年度3月の利用者数）

(単位：人)

種類 \ 年度	H28	H29	H30	R01	R02
介護老人福祉施設	2,401	2,650	2,705	2,908	2,967
介護老人保健施設	1,196	1,200	1,220	1,212	1,162
介護療養型医療施設	304	267	221	178	110
介護医療院	—	—	2	14	45
合計	3,874	4,117	4,148	4,312	4,284

※合計は、同一月に2施設以上でサービスを受けた場合は1人と計上するため、各施設の合計と一致しない。また、各サービスの利用者数は、国民健康保険団体連合会からの給付請求情報をもとにした受給人数である。

④ 地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスは、平成 18 年度に、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な区市町村で提供されるサービスとして創設された。このサービスは、地域での生活を 24 時間体制で支えるためのものであり、事業者は要介護者等の日常生活圏域内に拠点を置いてサービス提供をするため、原則として当該区市町村の住民のみが利用できることになっている。

地域密着型サービスの利用には、居宅介護支援事業者にケアプランを作成してもらい、ケアプランに基づいて事業者と契約して利用する方法（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護が該当）と、直接事業者と契約してケアプランを作成してもらい、利用する方法（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が該当）がある。サービスに要した費用のうち利用者負担割合に応じた分を負担し、残りは保険から事業者を支払われる。なお、サービス種類によって、食費等も自己負担となる。

地域密着型サービスの要介護度別利用者数

（単位：人 ※各年度 1 年間の累計数値）

年度 区分	H28		H29		H30		R01		R02	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援 1	95	0.2%	90	0.2%	23	0.0%	17	0.0%	45	0.1%
要支援 2	36	0.1%	54	0.1%	86	0.2%	94	0.2%	66	0.1%
要支援計	131	0.3%	144	0.3%	109	0.2%	111	0.2%	111	0.2%
要介護 1	13,802	27.1%	14,797	26.9%	14,703	26.7%	14,667	27.9%	13,284	27.4%
要介護 2	16,477	32.3%	18,290	33.2%	18,584	33.7%	17,048	32.4%	15,350	31.7%
要介護 3	10,712	21.2%	11,187	20.3%	10,952	19.9%	10,698	20.3%	10,379	21.4%
要介護 4	5,690	11.2%	6,236	11.3%	6,405	11.6%	5,965	11.3%	5,338	11.0%
要介護 5	4,023	7.9%	4,388	8.0%	4,394	8.0%	4,134	7.9%	3,974	8.3%
要介護計	50,704	99.7%	54,898	99.7%	55,038	99.8%	52,512	99.8%	48,325	99.8%
合計	50,835	100%	55,042	100%	55,147	100%	52,623	100%	48,436	100%

地域密着型サービスの種類別利用者数

(単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

サービスの種類		年度	H28	H29	H30	R01	R02
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付		1,553	1,626	1,757	1,987	2,076
夜間対応型訪問介護	介護給付		3,497	3,636	3,689	2,769	2,689
地域密着型通所介護	介護給付		33,987	36,984	36,591	34,562	31,054
認知症対応型通所 介護	介護給付		3,414	3,264	3,268	3,362	2,760
	予防給付		2	8	0	0	0
	計		3,416	3,272	3,268	3,362	2,760
小規模多機能型居宅 介護	介護給付		3,026	2,989	3,169	3,151	3,024
	予防給付		128	136	109	111	110
	計		3,154	3,125	3,278	3,262	3,134
看護小規模多機能型 居宅介護	介護給付		11	52	190	273	532
認知症対応型共同 生活介護	介護給付		6,196	6,336	6,362	6,396	6,418
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		6,196	6,336	6,362	6,396	6,418
特定施設入居者 生活介護	介護給付		0	0	0	0	0
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所 者生活介護	介護給付		12	11	12	12	11
合 計	介護給付		51,696	54,898	55,038	52,512	48,564
	予防給付		130	144	109	111	110
	計		51,826	55,042	55,147	52,623	48,674
	重複利用を 除く実人数		50,835	53,942	54,448	52,293	48,436

※1 地域密着型通所介護は、平成28年4月に、居宅サービスから地域密着型サービスに移行した。

※2 認知症対応型共同生活介護は、要支援1の方は利用できない。

地域密着型サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H28	H29	H30	R01	R02
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付		289,446,880	322,174,273	362,822,019	417,271,716	451,006,240
	夜間対応型訪問介護	介護給付	79,791,878	88,272,964	96,555,100	84,586,788	108,043,658
地域密着型通所介護	介護給付		2,252,023,115	2,523,059,162	2,476,692,641	2,284,173,796	2,183,398,747
認知症対応型通所 介護	介護給付		397,221,086	396,281,800	390,991,840	386,406,760	325,176,972
	予防給付		92,945	371,160	0	0	0
	計		397,314,031	396,652,960	390,991,840	386,406,760	325,176,972
小規模多機能型居宅 介護	介護給付		697,151,525	703,674,755	742,718,703	763,555,798	726,569,126
	予防給付		7,302,755	8,344,329	8,355,323	9,417,946	7,190,058
	計		704,454,280	712,019,084	751,074,026	772,973,744	733,759,184
看護小規模多機能型 居宅介護	介護給付		3,564,920	13,654,131	51,388,392	74,447,687	175,753,964
認知症対応型共同 生活介護	介護給付		1,623,600,343	1,685,951,171	1,701,535,874	1,734,438,818	1,748,293,057
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		1,623,600,343	1,685,951,171	1,701,535,874	1,734,438,818	1,748,293,057
特定施設入居者 生活介護	介護給付		0	0	0	0	0
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入 所者生活介護	介護給付		2,963,889	2,906,140	2,982,573	3,239,658	3,198,168
合 計	介護給付		5,345,763,636	5,735,974,396	5,825,687,142	5,748,121,021	5,721,439,932
	予防給付		7,395,700	8,715,489	8,355,323	9,417,946	7,190,058
	計		5,353,159,336	5,744,689,885	5,834,042,465	5,757,538,967	5,728,629,990

※1 地域密着型通所介護は、平成 28 年 4 月に、居宅サービスから地域密着型サービスに移行した。

※2 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の方は利用できない。

(2) 利用者負担軽減

介護サービスを利用した場合に、利用者は費用の一部を負担するが、低所得者等が介護サービスを利用しやすいように各種の軽減策を実施している。

① 該当する方への軽減

ア 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額（福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、日常生活費等は対象外）の世帯での合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を支給する。

高額介護（介護予防）サービス費における負担限度額（月額） ※令和3年7月まで

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者	【個人】15,000円 【世帯】15,000円
	高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	【個人】15,000円 【世帯】24,600円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	【個人】15,000円 【世帯】24,600円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	【個人】24,600円 【世帯】24,600円
第4段階	特別区民税課税世帯	【個人】44,400円 【世帯】44,400円
第5段階	現役並み所得者相当（同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる世帯）	【個人】44,400円 【世帯】44,400円

※平成29年8月から、第4段階の上限額が37,200円から44,400円に引き上げられた。

ただし、世帯内のすべての被保険者（利用者ではない被保険者を含む）が1割負担の世帯については、自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12ヶ月）の負担上限額を設定し、超えた分を「高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）」として支給する。3年間の時限措置とし、平成29年8月1日からの1年間分の自己負担額から適用する。（令和2年7月31日で措置終了）

支給状況

（単位：件・円）

利用者負担段階	年度	H28	H29	H30	R01	R02
		件数	金額	件数	金額	件数
第1段階	件数	14,386	16,564	17,248	17,540	19,022
	金額	164,095,607	177,373,316	183,811,303	192,813,676	206,172,095
第2段階	件数	48,524	49,783	51,931	52,792	54,085
	金額	609,853,538	642,411,821	676,097,403	709,050,577	747,027,691
第3段階	件数	15,473	17,337	18,605	19,961	21,939
	金額	109,258,007	128,633,016	141,657,357	157,715,287	179,142,363
第4段階	件数	17,942	20,769	24,290	26,767	28,441
	金額	255,612,798	288,117,596	438,766,769	595,303,555	638,095,964
第5段階	件数	7,874	4,022	—	—	—
	金額	106,471,797	55,441,450	—	—	—
合計	件数	104,199	108,475	112,074	117,060	123,487
	金額	1,245,291,747	1,291,977,199	1,440,332,832	1,654,883,095	1,770,438,113

※H29年度の第5段階は7月利用分までを集計し、8月利用分以降は第4段階に含める。

イ 高額医療合算介護・介護予防サービス費の支給

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担の合計金額が年間（毎年8月～翌年7月末）の負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。

世帯の負担限度額（70歳以上）

所得区分		世帯の負担限度額（年額）	
		平成30年7月まで	平成30年8月から
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	67万円	212万円
	課税所得 380万円以上 690万円未満		141万円
	課税所得 145万円以上 380万円未満		67万円
一般	課税所得 145万円未満（年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む）	56万円	56万円
低所得Ⅱ	特別区民税非課税世帯	31万円	31万円
低所得Ⅰ	特別区民税非課税世帯の方で、世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円	19万円

世帯の負担限度額（70歳未満）

所得区分		世帯の負担限度額（年額）	
		平成27年7月まで	平成27年8月から
現役並み 所得者	年間所得 901万円超	176万円	212万円
	年間所得 600万円超 901万円以下	135万円	141万円
一般	年間所得 210万円超 600万円以下	67万円	67万円
	年間所得 210万円以下	63万円	60万円
低所得Ⅱ	特別区民税非課税世帯	34万円	34万円

※年間所得とは、国民健康保険加入者の前年の総所得金額などから住民税基礎控除額を引いた金額。

支給状況

（単位：件・円）

区分		年度				
		H28	H29	H30	R01	R02
現役並み 所得者	件数	406	650	578	672	437
	金額	15,921,536	47,729,027	41,013,609	48,197,067	30,094,045
一般	件数	472	742	689	1,183	1,254
	金額	13,035,542	22,079,781	21,190,167	52,945,406	56,134,486
低所得Ⅱ	件数	1,011	1,118	1,170	1,359	1,560
	金額	32,272,375	35,708,065	38,002,230	43,687,480	50,803,004
低所得Ⅰ	件数	2,943	3,128	3,143	3,295	3,458
	金額	99,396,188	106,872,533	105,405,128	110,595,020	116,066,306
合計	件数	4,832	5,638	5,580	6,509	6,709
	金額	160,625,641	212,389,406	205,611,134	255,424,973	253,097,841

※この制度において世帯とは、基準日（7月31日）現在、同じ医療保険に加入している方をいう。

※対象期間は毎年8月から翌年7月（12か月）

※同一対象期間に同一被保険者が複数回支給された場合は1件とする。

ウ 災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合には、申請により利用者負担額を一定期間減額・免除する。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減免者数（人）	1	3	5	9	9
減免金額（円）	31,944	514,343	481,239	1,495,942	1,472,766

※平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で被災した後に練馬区に転入し、サービスを利用した人について利用料や食費・居住費などの減免を行った。

② 低所得者への軽減

アー 1 食費・居住費（滞在費）の軽減

（特定入所者介護（介護予防）サービス費：補足給付）

低所得者の負担を軽減するため、特別区民税非課税者等に対して、介護保険施設サービス等の利用時（入所・短期入所）の居住費（滞在費）・食費について、基準費用額（平均的な費用）と自己負担限度額との差を、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で補う制度である。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり） ※令和3年7月まで

区 分	居 住 費				食 費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第2段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の合計所得金額と課税対象年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円
第3段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない。	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円
第4段階 基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額 ・本人または世帯員が特別区民税課税 ・世帯分離している配偶者が住民税課税	2,006 円	1,668 円	1,668 円 (1,171 円)	377 円 (855 円)	1,392 円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額
※預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円超の場合には、軽減対象外

（単位：人・円）

区分	年度	H28	H29	H30	R01	R02
	第1段階 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税		812	903	941	1,001
第2段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の合計所得金額と課税対象年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下		1,284	1,062	1,064	1,135	1,111
第3段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない。		2,278	2,691	2,787	2,979	2,936
合 計		4,374	4,656	4,792	5,115	4,995
給付額（円）		1,151,972,517	1,136,742,939	1,189,231,485	1,257,893,853	1,281,876,855

アー２ 特別区民税課税世帯（利用者負担第４段階）の特例減額措置

本人または世帯員が特別区民税を課税されていると、利用者負担第４段階に該当し、食費・居住費（滞在費）の軽減の対象にならない。ただし、高齢夫婦等の二人以上世帯で、一人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になるような場合には、利用者負担第３段階とみなして、アー１と同様、居住費（滞在費）や食費を減額する。

認定件数

（単位：人）

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
食費	1	3	2	2	1
居住費	1	1	0	1	1

アー３ 旧措置入所者の負担軽減

介護保険法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、平成１２年３月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費（滞在費）・食費の軽減を行う。利用者負担は「施設サービス費」、居住費（滞在費）・食費は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で賄われる。

認定件数

（単位：人）

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
利用者負担額減免	11	10	7	3	3
特定負担限度額認定 （食費・居住費）	24	22	15	8	8

イ 生計困難者に対する利用者負担額の減額

特別区民税世帯非課税者等の一定の要件に該当する方が、軽減を実施している事業者の対象サービスを利用した場合、利用者負担額（介護サービス費、居住費・滞在費、食費）を 3/4（高齢福祉年金受給者は 1/2）に軽減する。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
認定件数(人)	317	374	480	528	543
助成件数(延べ人数)	1,423	1,314	1,427	1,485	1,704
助成金額(円)	9,431,737	9,458,876	10,122,453	11,050,340	12,644,515

ウ 境界層該当者の負担軽減

本来適用される利用料・保険料などを負担した場合に生活保護に該当する方について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料などを軽減する。適用される費用は、負担限度額（居住費・食費）、高額介護等サービス費および保険料である。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
適用の種類	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料
軽減者数(人)	33	41	28	31	38

(3) 介護保険関連給付

① 自立支援用具給付

65歳以上の在宅の高齢者で、身体状況などに関する一定の要件を満たす方のうち、自立支援用具の使用が必要と認められる方（原則として要介護・要支援と認定された方を除く）に購入費の9割相当額（限度額あり）を給付する。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
助成件数(件)	1,577	1,473	1,314	1,357	1,176
助成金額(円)	16,671,986	14,609,378	12,584,006	13,586,835	11,623,020

② 自立支援住宅改修給付

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定申請の結果「非該当」となった方のうち、身体状況などに関する一定の要件を満たす方で、住宅改修が必要と認められる方に改修費の9割相当額（限度額あり）を給付する。

また、65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定を受けた方のうち、身体機能の低下や障害により、既存設備での利用に困難があるため、浴槽の取替え等の住宅改修を行ったときに、改修費の9割相当額（限度額あり）を給付する。一部、介護保険住宅改修給付と併用可能である。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
助成件数(件)	328	229	225	288	252
助成金額(円)	81,528,764	45,648,531	39,779,991	55,334,737	54,861,146

③ 暫定サービス利用者負担助成【練馬区独自事業】

要介護（要支援）認定申請中に死亡し、要介護（要支援）認定結果が出なかった方が、暫定ケアプラン等によりサービスを利用していた場合に、保険給付相当額を支給する。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
助成件数(件)	11	6	9	9	10
助成金額(円)	272,249	87,757	467,126	157,544	431,849

(4) 給付適正化の推進

① 要介護認定の適正化

全国一律の基準に基づき、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、認定調査員および認定審査会委員に対して研修を実施するなど、要介護認定の平準化に取り組んでいる。
(P13～15 参照)

② ケアプラン標準化事業

介護を必要とする高齢者の尊厳ある自立支援を目的として、介護支援専門員の資格を持った介護給付調査員が、課題分析による的確な生活全般の解決すべき課題の把握、明確な目標設定、適切なケアプラン作成などケアマネジメントの手順が確実に行われているか、居宅介護支援事業者を訪問等し、確認、助言、指導を行い、ケアプランの標準化を図っていく。

書面による点検について、令和3年度の実施にあたり、点検マニュアルを作成していくため、令和2年度に試行を行った。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
実施事業者数	87	83	59	72	71
点検件数	126	123	76	150	151
うち ガイドライン方式	15	26	21	28	21
書面点検	—	—	—	—	8

③ 住宅改修等点検

住宅改修等の必要性、内容および価格の適正等について、専門的見地から点検するために、一定の資格を有する者への委託により、書類審査および訪問調査を実施している。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
住宅改修審査件数	2,637	2,497	2,504	2,388	2,203
住宅改修訪問調査件数	57	58	73	69	70
福祉用具貸与点検件数	—	—	2	1	2

④ - 1 縦覧点検

請求が確定した給付実績に対し、複数月・複数事業所では請求できない介護給付費の算定がないか等を国保連合会から提供されるデータより検索し、該当する事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

④ - 2 医療情報との突合

利用者が入院している期間など、医療保険給付と介護保険給付を同時に受けられないケースについて、国保連介護給付適正化システムから提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、重複している事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

⑤ 介護給付費通知

利用者自身が利用しているサービスの給付実績を確認する機会を作り、利用者の意識啓発と保険給付の適正化を図ることを目的として、平成19年度から介護保険サービスの利用状況をサービス利用者全員に通知している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月のみ通知を行った。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
実施回数	2	2	2	2	1
通知延べ件数	50,396	52,181	53,976	55,370	28,130

⑥ 返還請求等

給付の適正化を図るため、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正や、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。

不適切な算定による返還請求

年度	H28	H29	H30	R01	R02
件数	2	1	4	4	3

第三者行為求償

年度	H28	H29	H30	R01	R02
件数	4	5	5	0	1

(5) 保険給付の制限

要介護・要支援認定時において、介護保険料を滞納していた期間に応じてつぎのような措置がとられる。

① 1年間滞納した場合（支払方法の変更）

利用したサービスは全額自己負担となる。その後、利用者からの申請により保険給付費（本来の自己負担を除く費用）を返還する。

② 1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用したサービス費用は全額自己負担となる。保険給付費（本来の自己負担を除く費用）についても、一部または全部が一時的に差し止めとなる。

② 2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

2年間以上滞納し時効になった保険料がある場合、その滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が、一定期間3割（本来の自己負担割合が3割の場合は4割）

に引き上げられる。また、高額介護（介護予防）サービス費などの支給が受けられなくなる。

実績

年度	H28	H29	H30	R01	R02
件数	107	126	90	90	99

5 地域支援事業

平成 18 年の制度改正により、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業が創設された。また、平成 26 年の介護保険法改正を受け、練馬区では、平成 27 年度に高齢者の介護予防および自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

なお、地域支援事業は、(1)介護予防・日常生活支援総合事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業の 3 事業で構成する。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、介護予防、生活支援などの多様なサービス事業の充実を図り、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減もしくは悪化防止を目的としている。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援相当者(要支援 1・2 の認定者および健康長寿チェックシートの回答が生活機能低下の基準に該当する事業対象者)を対象とした「① 介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての第 1 号被保険者およびその支援のための活動に関わる方を対象とした「② 一般介護予防事業」とに区分される。

① 介護予防・生活支援サービス事業

※令和元・2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止

事業名		年度	H30	R01	R02
訪問サービス	延べ人数		26,697 人	27,136 人	25,761 人
	決算額		413,053,232 円	414,881,246 円	399,735,768 円
通所サービス	延べ人数		26,651 人	28,367 人	25,431 人
	決算額		704,658,705 円	753,463,257 円	674,066,703 円
食のほっとサロン ※	参加延べ人数		3,017 人	2,916 人	995 人
	実施延べ回数		468 回	406 回	312 回
	決算額		2,907,141 円	2,497,273 円	1,828,288 円
高額介護予防等サービス相当事業	延べ人数		1,015 人	1,082 人	1,048 人
	決算額		2,546,234 円	4,454,720 円	5,881,474 円
シルバーサポート事業	延べ件数		216 件	342 件	434 件
	決算額		197,480 円	324,277 円	416,626 円
高齢者筋力向上トレーニング※	参加延べ人数		3,357 人	2,378 人	1,603 人
	実施延べ回数		690 回	598 回	368 回
	決算額		30,214,495 円	26,016,973 円	16,134,164 円
介護予防ケアマネジメント	延べ人数		35,447 人	35,519 人	32,593 人
	決算額		150,463,547 円	150,863,513 円	139,153,115 円
審査支払手数料	延べ件数		55,082 件	56,490 件	52,447 件
	決算額		3,300,600 円	3,462,111 円	3,205,023 円

事業名		年度	H30	R01	R02
介護予防小冊子作成	作成部数		練馬発 わかわか かむかむ 元気ごはん (本編)900冊 はつらっライフ手帳 61,000部	はつらっライフ 手帳 53,000部	はつらっライフ 手帳 56,000部
	決算額		4,755,716 円	5,252,894 円	5,585,729 円
講演会・健康教育 教室・健康相談※1	参加延べ人数		2,955 人	2,153 人	854 人
	実施延べ回数		148 回	120 回	90 回
	決算額		4,583,906 円	3,210,375 円	2,908,249 円
介護予防 キャンペーン事業 ※2	参加延べ人数		2,400 人	1,873 人	533 人
	決算額		2,363,694 円	2,251,612 円	1,505,114 円
いきがいデイサービス事業※1	参加延べ人数		17,226 人	14,726 人	9,694 人
	実施総回数		1,712 回	1,532 回	1,285 回
	決算額		39,134,382 円	34,809,915 円	30,109,411 円
認知症予防推進員養成事業	参加延べ人数		307 人	488 人	392 人
	実施総回数		7 回	14 回	16 回
	決算額		520,624 円	1,050,460 円	1,368,868 円
認知症予防啓発事業 ※1	参加延べ人数		363 人	126 人	162 人
	実施延べ回数		6 回	4 回	4 回
	決算額		374,466 円	313,248 円	370,740 円
認知症予防プログラム事業 ※1	参加延べ人数		1,409 人	1,173 人	654 人
	実施延べ回数		95 回	104 回	62 回
	決算額		4,644,292 円	5,320,086 円	3,409,185 円
介護予防推進員 支援事業	参加延べ人数		142 人	129 人	62 人
	決算額		122,440 円	133,978 円	73,980 円
介護予防把握事業 ※1、※3	チェックリスト実施数		1,414 人	1,482 人	682 人
	決算額		11,366,906 円	14,033,376 円	10,391,862 円
地域リハビリテーション活動支援事業（自主活動支援・自立生活支援）※1	自主活動支援延べ団体数		59 団体	63 団体	27 団体
	自立生活支援延べ人数		83 人	101 人	52 人
	決算額		1,300,730 円	1,477,035 円	702,528 円
街かどケアカフェ ※4	街かどケアカフェ (実施数・年間来所者数)		17 か所	24 か所	26 か所
			60,012 人	59,716 人	15,498 人
	出張型 (年間来所者数)		11,133 人	11,130 人	2,928 人
	決算額		41,433,689 円	83,759,693 円	80,342,779 円

事業名		年度	H30	R01	R02
練馬区オリジナルロコモ体操 普及啓発事業 ※5		延べ団体数	85 団体	11 団体	16 団体
		決算額	144,481 円	69,706 円	73,370 円
健康長寿は はつらつ 教室※ 1	足腰しゃっきりトレ ニング教室【室内】	参加延べ人数	5,034 人	5,016 人	4,220 人
		実施延べ回数	270 回	255 回	264 回
	足腰しゃっきりトレ ニング教室【プール】	参加延べ人数	2,446 人	2,516 人	2,332 人
		実施延べ回数	160 回	162 回	176 回
	わかわか かむかむ 元気応援教室	参加延べ人数	529 人	498 人	428 人
		実施延べ回数	54 回	54 回	60 回
	決算額		31,966,356 円	31,366,426 円	26,874,473 円

※1 令和元・2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止

※2 介護予防キャンペーン事業決算額には、健康長寿はつらつまつりで実施した医師による講座の謝礼（講演会実施経費で予算計上。令和2年度決算額 19,500 円）を含む。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止

※3 介護予防把握事業は、はつらつシニアクラブおよびねりまちウォーキングクラブを実施【はつらつシニアクラブ】

地域で体力や体組成（筋力量や脂肪量など）、血管年齢などの測定会を開催し、測定結果や併せて実施する健康長寿チェックシートの結果を基に健康へのアドバイスを行うとともに、地域団体の参加を得て高齢者と団体のマッチングや介護予防サービスの紹介を行う。

【ねりまちウォーキングクラブ】

平成30年度から事業を開始し、閉じこもりがちな高齢者を地域活動につなげる。

※4 【出張型街かどケアカフェ】

地域包括支援センターが、地域集会所等で、茶話会や体操、出張相談など、様々なイベントを実施する。

※5 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止

（2）包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センター等が行う事業で、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への指導・助言などを行う事業である。

① 地域包括支援センター

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める包括的かつ継続的な支援事業を実施することを目的に設置された。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うとともに、地域の介護支援専門員等の支援・指導や関係機関のネットワーク作り等を行う。

平成30年度から、高齢者相談センター本所4か所・支所25か所体制を本所25か所に再編・強化し、名称を「地域包括支援センター」に変更した。

令和3年3月22日、高松地域包括支援センターの移転、担当区域見直しを行い、光が丘南地域包括支援センターに名称変更した。

令和3年3月29日、練馬キングス・ガーデン地域包括支援センターの移転、担当区域見直しを行い、北町はるのひ地域包括支援センターに名称変更した。

事業名		年度	H30	R01	R02
総合相談支援事業 ・権利擁護事業	相談件数		165,157件 (6,447件)	181,929件 (7,334件)	215,017件 (8,322件)
	(うち権利擁護相談)				
決算額			900,133,213円	926,553,225円	947,534,164円

② 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターは、要支援者および事業対象者を対象とした介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを行う。介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの一部は、指定居宅介護支援事業者に委託できる。

ケアプラン作成実績

(各年度3月末)

事業名		年度	H30	R01	R02
介護予防支援	委託契約事業所数		206か所	201か所	192か所
	作成件数(委託分含む)		2,042件	2,324件	2,460件
介護予防ケアマネジメント	委託契約事業所数		198か所	193か所	175か所
	作成件数(委託分含む)		2,999件	2,361件	2,698件

③ 練馬区地域ケア会議

地域における高齢者等に対し、保健・医療・福祉に係る各種サービスを総合的に調整し、また地域包括ケアシステムを確立していくために、「練馬区地域ケア会議」を開催している。

令和2年度練馬区地域ケア会議の開催状況

(単位：合計回数)

会議の種類	内容	開催数
地域ケア個別会議	・個別ケースの検討を通じ、高齢者の課題解決を支援するとともに、課題解決に向けた社会資源の把握や地域包括支援ネットワークの構築を図る。	269回
地域ケア予防会議	・多職種協働により個別ケースを検討し、自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの実施を支援する。合わせて、会議に参加したセンター職員や専門職の資質の向上を図る。	30回
地域ケアセンター会議	・地域ケア個別会議と地域ケア予防会議を通じて抽出された地域課題について、その解決に向け、地域で暮らす・働く・活動する関係者で話し合う。	50回
地域ケア圏域会議	・地域ケアセンター会議で把握された地域課題を圏域単位で協議する会議。地域の様々な関係機関で地域課題を共有し、それぞれの役割分担を整理し地域課題の解決を目指す。	8回
地域ケア推進会議	・地域包括ケアシステムの確立に向け、地域ケア圏域会議で把握された課題および社会資源の現状を共有するとともに、区の対策を検討し、政策形成を図る。	2回

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者および要介護被保険者を現に介護する方等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業である。「① 介護給付等費用適正化事業」、「② 家族介護支援事業」、「③ その他の事業」の3種類に区分される。

事業名		年度		H30	R01	R02
①	介護給付費適正化推進（ケアプランチェック）	実施事業者数		59 事業者	72 事業者	71 事業者
		決算額		10,236,930 円	12,360,813 円	13,169,967 円
	介護給付費適正化推進（介護給付費通知）	実施回数		2 回	2 回	1 回
		通知延べ件数		53,976 件	55,370 件	28,130 件
		決算額		3,943,619 円	4,195,308 円	2,246,858 円
②	家族介護者教室	参加人数		981 人	847 人	153 人
		実施回数		96 回	81 回	19 回
		決算額		2,223,000 円	1,843,500 円	490,500 円
	認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成	利用料助成件数		487 件	575 件	648 件
		決算額		1,014,660 円	1,208,730 円	1,398,100 円
	認知症理解普及促進事業	認知症ポスター養成数		3,343 人	3,064 人	1,020 人
		決算額		824,315 円	1,738,976 円	2,196,308 円
	認知症高齢者支援連携経費	認知症ガイドブックの発行		一部	5,000 部	5,000 部
		医療・介護連携シートの発行		15,000 部	8,000 部	8,000 部
		決算額		233,779 円	632,000 円	823,923 円
	家族介護慰労事業	支給件数		5 件	6 件	5 件
		決算額		500,000 円	600,000 円	500,000 円
	紙おむつ等の支給	紙おむつ支給延べ人数		63,309 人	65,863 人	69,669 人
		おむつ代支給延べ人数		4,391 人	4,365 人	4,397 人
		決算額		329,561,846 円	347,383,042 円	373,837,524 円
	認知症介護者支援事業	介護家族の学習・交流会		4 回	3 回	4 回
		電話相談		51 回(109 件)	50 回(125 件)	52 回(136 件)
		決算額		1,652,702 円	1,404,158 円	1,446,678 円
③ 食事サービス (配食サービス) ※	利用人数		1,576 人	1,624 人	1,571 人	
	食数		185,368 食	190,457 食	197,774 食	
	決算額		58,992,779 円	61,841,752 円	64,392,287 円	

※ 食事サービス事業（配食サービス）は、令和元年度から区一般会計に組み変えた。

※ 食事サービス事業（配食サービス）は、令和3年4月から見守り配食（見守りを行う配食事業者を登録し、情報提供を行う）に移行した。

6 介護保険財政

介護保険事業の費用は、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費（国、都、区で負担）で賄われている。この収入および支出については、法令に基づき特別会計を設けている。

（1）保険給付

介護給付・予防給付の費用は保険料と公費により、50%ずつ負担する。

令和2年度における保険料負担の内訳は、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分（支払基金交付金）が27%であり、公費負担の内訳は、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護保険施設と有料老人ホーム等の特定施設に係る給付費（施設等給付費）については、国20%、都17.5%となっている。

なお、国の25%（施設等給付費20%）のうち5%については、区市町村間の介護保険財政の不均衡を是正するための調整交付金として交付され、令和2年度の練馬区の交付率は5.53%であった。

（2）地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」の費用負担は保険給付費と同様であり、令和2年度における費用負担の内訳は、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分27%、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護給付費と同じく、国の25%のうち、5%は調整交付金として交付される。（交付率は介護給付費と同様5.53%）

「包括的支援事業」および「任意事業」については、第2号被保険者の保険料負担がなく、令和2年度における費用負担の内訳は、第1号被保険者分が23%、国38.5%、都19.25%、区19.25%である。

また、費用負担の対象となる事業費（交付金対象額）には上限が設けられている。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業」、「包括支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに設けられた算定式から算出した上限額の範囲内で、地域支援事業を実施することとなる。なお、厚生労働省との個別協議により上限額を引き上げることも可能である。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「平成26年度の予防給付等実績額×75歳以上高齢者の伸び率」等から算出した「原則の上限」の額を設定した。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業」は、「前年度の上限額×65歳以上の高齢者の伸び率」から算出した上限額の範囲内で実施することになるが、適用条件を満たす場合（給付適正化事業の実施）による特例を適用し、上限額を設定した。

「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、日常生活圏域数・地域包括支援センター数に応じた算定式により上限額を設定した。

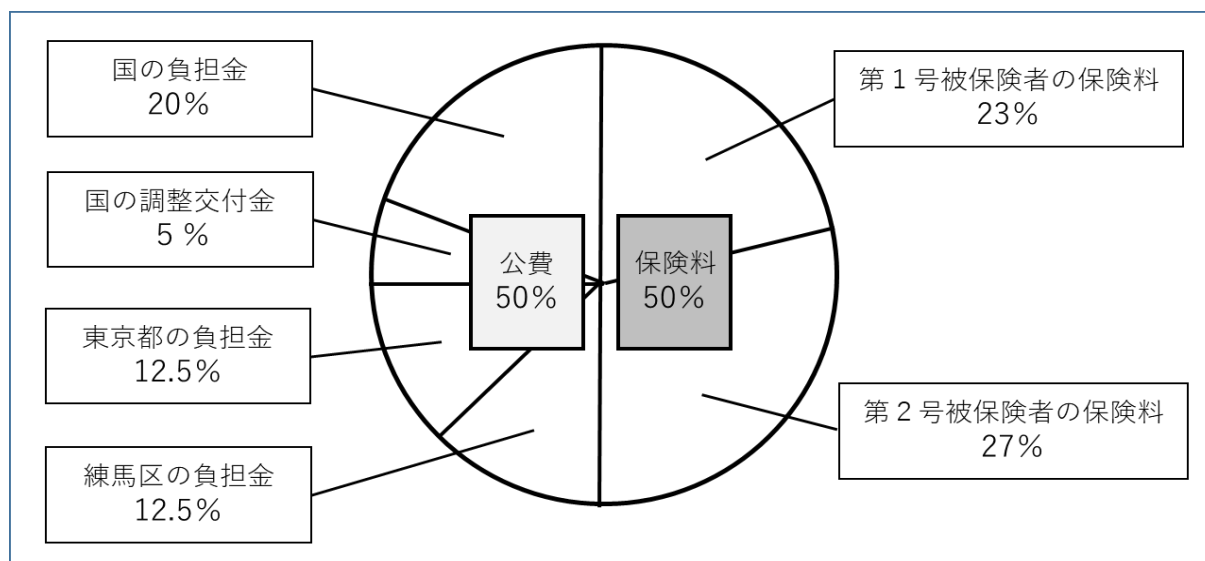
地域支援事業歳出総額と交付金対象額

(単位：円)

事業名		年度	H28	H29
介護予防・日常生活支援総合事業	歳出総額		1,375,461,780	1,500,311,932
	うち交付金対象額		1,364,089,606	1,446,386,361
包括的支援事業＋任意事業	歳出総額		1,363,758,758	1,432,650,664
	うち交付金対象額		1,071,019,107	1,105,717,030
合 計	歳出総額		2,739,220,538	2,932,962,596
	うち交付金対象額		2,435,108,713	2,552,103,391

事業名		年度	H30	R01	R02
介護予防・日常生活支援総合事業	歳出総額		1,451,670,284	1,539,012,174	1,412,107,485
	うち交付金対象額		1,421,917,671	1,468,762,201	1,346,339,803
包括的支援事業＋任意事業	歳出総額		1,309,316,843	1,297,919,752	1,381,243,069
	うち交付金対象額		1,194,231,796	1,206,021,561	1,211,819,647
合 計	歳出総額		2,760,987,127	2,836,931,926	2,793,350,554
	うち交付金対象額		2,616,149,467	2,674,783,762	2,558,159,450

【参考】第7期（平成30～令和2年度）の介護保険にかかる事業費の財源内訳



※施設等給付費の公費負担については、国 15%、調整交付金 5%、都 17.5%、区 12.5%となる。

※地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料負担はなく、国 38.5%、都 19.25%、区 19.25%、第1号被保険者の保険料 23%となる。

介護保険会計（保険事業勘定）決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区分	H28		H29		H30		R01		R02	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
1 介護保険料	11,217,316,381	22.4%	11,357,045,450	21.6%	12,655,781,040	23.2%	12,452,096,950	22.1%	12,213,560,360	21.1%
1 介護保険料	11,217,316,381	22.4%	11,357,045,450	21.6%	12,655,781,040	23.2%	12,452,096,950	22.1%	12,213,560,360	21.1%
2 国庫支出金	11,425,061,283	22.8%	12,197,429,324	23.2%	12,655,386,885	23.2%	13,195,694,006	23.4%	13,753,377,964	23.7%
1 国庫負担金	8,426,261,775	16.8%	8,861,338,050	16.8%	9,064,357,350	16.6%	9,387,677,000	16.7%	9,678,603,800	16.7%
2 国庫補助金	2,998,799,508	6.0%	3,336,091,274	6.3%	3,591,029,535	6.6%	3,808,017,006	6.8%	4,074,774,164	7.0%
3 支払基金交付金	13,200,955,000	26.4%	13,864,658,090	26.4%	13,938,065,200	25.5%	14,446,143,114	25.7%	14,854,739,107	25.6%
1 支払基金交付金	13,200,955,000	26.4%	13,864,658,090	26.4%	13,938,065,200	25.5%	14,446,143,114	25.7%	14,854,739,107	25.6%
4 都支出金	7,060,750,819	14.1%	7,530,954,969	14.3%	7,766,384,967	14.2%	7,990,256,927	14.2%	8,466,369,524	14.6%
1 都負担金	6,709,838,000	13.4%	7,086,946,000	13.5%	7,354,942,000	13.5%	7,570,913,000	13.4%	8,061,793,868	13.9%
2 都補助金	350,912,819	0.7%	444,008,969	0.8%	411,442,967	0.8%	419,343,927	0.7%	404,575,656	0.7%
3 財政安定化基金支出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5 財産収入	1,395,833	0.0%	949,411	0.0%	795,363	0.0%	2,213,246	0.0%	2,912,255	0.0%
1 財産運用収入	1,395,833	0.0%	949,411	0.0%	795,363	0.0%	2,213,246	0.0%	2,912,255	0.0%
6 繰入金	6,521,071,096	13.0%	6,904,294,190	13.1%	6,926,440,681	12.7%	7,548,909,599	13.4%	8,098,110,368	14.0%
1 一般会計繰入金	6,521,071,096	13.0%	6,904,294,190	13.1%	6,926,440,681	12.7%	7,548,909,599	13.4%	8,098,110,368	14.0%
2 基金繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 繰越金	577,175,376	1.2%	739,038,621	1.4%	615,425,469	1.1%	671,703,344	1.2%	552,173,479	1.0%
1 繰越金	577,175,376	1.2%	739,038,621	1.4%	615,425,469	1.1%	671,703,344	1.2%	552,173,479	1.0%
8 諸収入	6,717,473	0.0%	4,020,293	0.0%	12,230,701	0.0%	6,012,005	0.0%	7,759,859	0.0%
1 延滞金加算金及び過料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 預金利子	19,131	0.0%	14,417	0.0%	68,243	0.0%	47,134	0.0%	77,526	0.0%
3 雑入	6,698,342	0.0%	4,005,876	0.0%	12,162,458	0.0%	5,964,871	0.0%	7,682,333	0.0%
歳入合計	50,010,443,261	100%	52,598,390,348	100.0%	54,570,510,306	100.0%	56,313,029,191	100.0%	57,949,002,916	100%

(歳出)

(単位:円)

区分	H28		H29		H30		R01		R02	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
1 保険給付費	45,807,401,956	93.0%	48,122,300,715	92.6%	49,993,959,026	92.8%	52,197,853,802	93.6%	53,511,430,132	93.9%
1 保険給付費	45,807,401,956	93.0%	48,122,300,715	92.6%	49,993,959,026	92.8%	52,197,853,802	93.6%	53,511,430,132	93.9%
1 1 居宅介護サービス費	19,613,986,953	39.8%	20,060,154,124	38.6%	20,534,264,800	38.1%	21,296,175,222	38.2%	21,819,376,764	38.3%
2 介護予防サービス費	482,643,252	1.0%	556,887,490	1.1%	620,132,113	1.2%	720,703,268	1.3%	747,833,800	1.3%
3 施設等サービス費	17,751,238,910	36.0%	19,068,860,592	36.7%	20,117,435,477	37.3%	21,199,270,116	38.0%	21,852,663,043	38.3%
4 地域密着型サービス費	5,353,159,336	10.9%	5,744,689,885	11.1%	5,834,042,465	10.8%	5,757,538,967	10.3%	5,728,629,990	10.0%
5 高額介護等サービス費	1,405,917,388	2.9%	1,504,366,605	2.9%	1,645,943,966	3.1%	1,910,308,068	3.4%	2,023,535,954	3.5%
6 特定入所者介護等サービス費	1,151,972,517	2.3%	1,136,742,939	2.2%	1,189,231,485	2.2%	1,257,893,853	2.3%	1,281,876,855	2.2%
7 審査支払手数料	48,483,600	0.1%	50,599,080	0.1%	52,908,720	0.1%	55,964,308	0.1%	57,513,726	0.1%
2 財政安定化基金拠出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1 財政安定化基金拠出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 地域支援事業費	2,739,220,538	5.6%	2,932,962,596	5.6%	2,760,987,127	5.1%	2,836,931,926	5.1%	2,793,350,554	4.9%
1 地域支援事業費	2,739,220,538	5.6%	2,932,962,596	5.6%	2,760,987,127	5.1%	2,836,931,926	5.1%	2,793,350,554	4.9%
1 会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	56,602,850	0.1%
2 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,375,461,780	2.8%	1,500,311,932	2.9%	1,451,670,284	2.7%	1,539,012,174	2.8%	1,404,489,449	2.5%
3 包括的支援事業費	971,284,388	2.0%	1,034,782,465	2.0%	900,133,213	1.7%	926,553,225	1.7%	947,534,164	1.7%
4 任意事業費	392,474,370	0.8%	397,868,199	0.8%	409,183,630	0.8%	371,366,527	0.7%	384,724,091	0.7%
4 基金積立金	422,026,000	0.9%	620,598,000	1.2%	819,194,000	1.5%	505,479,000	0.9%	596,488,000	1.0%
1 基金積立金	422,026,000	0.9%	620,598,000	1.2%	819,194,000	1.5%	505,479,000	0.9%	596,488,000	1.0%
5 諸支出金	302,756,146	0.6%	307,103,568	0.6%	324,666,809	0.6%	220,590,984	0.4%	114,479,087	0.2%
1 償還金及び還付金	302,756,146	0.6%	306,589,225	0.6%	324,185,570	0.6%	219,095,042	0.4%	113,006,321	0.2%
1 第1号被保険者保険料還付金	16,827,370	0.0%	14,069,960	0.0%	14,968,290	0.0%	19,243,470	0.0%	28,871,920	0.1%
2 国庫支出金等過年度分返還金	285,928,776	0.6%	292,519,265	0.6%	309,217,280	0.6%	199,849,172	0.4%	84,132,701	0.1%
3 第1号被保険者保険料還付加算金	-	-	-	-	-	-	2,400	0.0%	1,700	-
2 臨時特例給付費等	0	0.0%	514,343	0.0%	481,239	0.0%	1,495,942	0.0%	1,472,766	0.0%
歳出合計	49,271,404,640	100%	51,982,964,879	100.0%	53,898,806,962	100.0%	55,760,855,712	100.0%	57,015,747,773	100%

※ 平成18年度の介護保険制度の改正により導入された地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業(予防給付ケアプラン作成)については、介護保険会計内に、保険者としての「保険事業勘定」とは別に事業者としての「サービス事業勘定」を設けていた。
平成30年度の地域包括支援センターの再編・強化に伴い、直営の地域包括支援センターがなくなったことから、サービス事業勘定についても必要性がなくなったが、平成30年度は平成29年度分の請求処理を目的としてにサービス事業勘定を存置し、同年をもって廃止とした。
令和2年度より地域支援事業に係る非常勤職員経費が会計年度任用職員人件費制度へ移行した。

一般会計決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	年 度				
	H28	H29	H30	R01	R02
	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額
1 国庫支出金	56,911,430	66,546,465	74,577,540	234,999,280	398,742,760
1 介護保険低所得者保険料軽減負担金	56,911,430	56,986,465	65,217,540	222,365,280	390,167,760
2 介護保険事業費	0	9,560,000	9,360,000	12,634,000	8,575,000
2 都支出金	34,581,715	34,458,232	39,064,770	118,280,640	202,931,880
1 介護保険低所得者保険料軽減負担金	28,455,715	28,493,232	32,608,770	111,182,640	195,083,880
2 介護保険利用者負担軽減費	6,126,000	5,965,000	6,456,000	7,098,000	7,848,000
3 諸収入	1,013,594	1,137,767	1,318,918	1,674,081	510,000
1 広告料・雑入	1,013,594	1,137,767	1,318,918	1,674,081	510,000
歳入合計	92,506,739	102,142,464	114,961,228	354,954,001	602,184,640

(歳出)

(単位:円)

区 分	年 度				
	H28	H29	H30	R01	R02
	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額
1 介護保険事務費	483,990,302	534,941,994	524,231,476	572,011,890	381,854,333
1 事務費(臨時職員経費を含む ※R01年度まで)	70,609,608	70,888,592	72,812,687	85,950,455	94,208,113
2 認定調査等経費	327,970,799	366,000,053	356,067,907	388,871,435	207,671,512
3 介護認定審査会経費	81,049,753	89,170,177	81,110,298	82,485,900	69,562,463
4 地域密着型サービス運営委員会費	506,450	539,294	391,973	189,052	498,964
5 介護サービス事業者指定・指導経費	3,853,692	8,343,878	13,848,611	14,515,048	9,913,281
2 介護保険利用者負担軽減経費	9,431,737	9,458,876	10,122,453	11,050,340	12,644,515
1 生計困難者等に対する利用者負担額軽減助成費	9,431,737	9,458,876	10,122,453	11,050,340	12,644,515
3 介護報酬対象外サービス支援経費	272,249	87,757	467,126	157,544	431,849
1 暫定サービス利用者負担軽減費	272,249	87,757	467,126	157,544	431,849
4 介護保険会計繰出金	6,574,553,205	6,914,833,862	6,926,440,681	7,548,909,599	8,098,110,368
1 介護保険会計繰出金(サービス事業勘定含む)	6,574,553,205	6,914,833,862	6,926,440,681	7,548,909,599	8,098,110,368
5 国庫支出金概算交付金の精算金	—	—	143,000	0	0
1 精算金	—	—	143,000	0	0
6 都支出金概算交付金の精算金	658,000	646,000	638,000	862,000	700,000
1 精算金	658,000	646,000	638,000	862,000	700,000
歳出合計	7,068,905,493	7,459,968,489	7,462,042,736	8,132,991,373	8,493,741,065

7 事業者

(1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

「指定事業者」のうち、地域密着型（介護予防）サービス事業者、介護予防・日常生活支援サービス事業者、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者は、区市町村が指定する。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者数 各年4月1日現在

年	H29	H30	H31	R02	R03
サービスの種類					
居宅介護支援	226	218	218	213	204
介護予防支援	4	25	25	25	25

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者数 各年4月1日現在

年	H29	H30	H31	R02	R03
居宅サービスの種類					
訪問介護	197(—)	191(—)	199(—)	201(—)	197(—)
訪問入浴介護	11(11)	11(11)	9(9)	8(8)	7(7)
訪問看護	52(52)	58(58)	61(61)	69(69)	73(73)
訪問リハビリテーション	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)
通所介護	70(—)	70(—)	76(—)	77(—)	80(—)
通所リハビリテーション	17(16)	18(17)	21(20)	21(20)	19(19)
短期入所生活介護	33(33)	34(34)	35(33)	36(34)	37(35)
短期入所療養介護	15(15)	16(16)	16(16)	16(16)	15(15)
特定施設入所者生活介護	55(43)	58(46)	62(47)	65(48)	69(49)
福祉用具貸与	41(41)	41(41)	41(41)	42(42)	43(43)
特定福祉用具販売	43(43)	44(44)	43(43)	44(44)	45(45)
合計	547(267)	554(280)	576(283)	592(294)	598(299)

※（ ）内は指定介護予防サービス事業者の数

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設数 各年4月1日現在

年	H29	H30	H31	R02	R03
施設サービスの種類					
介護老人福祉施設	27(1,864)	29(2,070)	30(2,173)	31(2,215)	32(2,245)
介護老人保健施設	13(1,236)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)
介護療養型医療施設	2(248)	2(248)	1(178)	1(60)	1(60)
合計	42(3,348)	45(3,634)	45(3,667)	46(3,591)	47(3,621)

※（ ）内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H29	H30	H31	R02	R03
サービスの種類					
居宅介護支援	1	1	1	1	1
訪問介護	2	2	2	2	2
通所介護	1	1	1	1	1
短期入所生活介護	1	1	1	1	1
介護予防支援	1	1	1	1	1
合 計	6	6	6	6	6

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H29	H30	H31	R02	R03
サービスの種類					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7(－)	9(－)	13(－)	13(－)	13(－)
夜間対応型訪問介護	2(－)	2(－)	2(－)	2(－)	2(－)
地域密着型通所介護	129(－)	124(－)	119(－)	114(－)	112(－)
認知症対応型通所介護	17(16)	16(15)	16(15)	15(14)	13(13)
小規模多機能型居宅介護	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)
看護小規模多機能型居宅介護	1(－)	1(－)	2(－)	3(－)	4(－)
認知症対応型共同生活介護	33(33)	33(33)	34(34)	34(34)	35(35)
合 計	205(65)	201(64)	202(65)	197(64)	195(64)

※ () 内は介護予防指定事業者の数

練馬区内に所在地のある介護予防・日常生活支援サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H29	H30	H31	R02	R03
サービスの種類					
第1号訪問事業（訪問型サービス）	185	164	167	163	162
第1号通所事業（通所型サービス）	166	155	160	158	160
合 計	351	319	327	321	322

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、介護サービス事業者等に指導監督を行う。

指導は、事業者等の育成・支援を目的とし、指定基準等で定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者等を集め、講習等の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う実地指導がある。

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。通報・苦情、実地指導等で確認した情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

実地指導

(単位：施設数)

事業者の種類・区分	年度	H28	H29	H30	R01	R02
居宅介護支援事業者		72	57	38	44	46
居宅サービス事業者		61	60	36	53	24
介護保険施設		6	7	2	6	1
地域密着型サービス事業者		46	52	41	67	5
基準該当サービス事業者		0	0	0	0	0
合計		185	176	117	170	76

集団指導

年度	実施日および対象事業者
H28	<p>H28.12.16 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）</p> <p>H29.1.19 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者</p> <p>H29.2.16 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）</p>
H29	<p>H29.12.20 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）</p> <p>H30.1.18 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者</p> <p>H30.2.14 居宅介護支援事業者（午前）、訪問介護事業者（午後）</p>
H30	<p>H31.3.13 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者</p> <p>H31.3.20 居宅介護支援事業者（午前）、訪問介護事業者（午後）</p> <p>H31.3.27 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）</p>
R01	<p>令和元年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。</p> <p>訪問介護事業者、通所介護事業者、地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）、居宅介護支援事業者向け資料を作成し、ケア倶楽部に掲載。</p>
R02	<p>令和2年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。</p> <p>訪問介護事業者、通所介護事業者、地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）、居宅介護支援事業者向け資料を作成し、ケア倶楽部に掲載。</p>

監査

年度	H28	H29	H30	R01	R02
件数	0	0	0	0	0

8 介護人材の確保・育成

(1) 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援

地域包括支援センターを中心に、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行っている。ケアプランの作成を担う介護支援専門員や、地域の介護支援専門員の指導・支援を行う主任介護支援専門員等の資質向上を目的として、職務上必要な知識や技術の習得を支援するため、日常的な個別指導・相談や研修等を実施している。

令和2年度介護支援専門員研修の実施状況

(単位：人)

回	研修内容	参加人数 (延べ人数)
1	質の向上ガイドライン研修	99名
2	スーパービジョン研修	88名
3	アドバイザー養成研修	56名
4	地域カンファレンス	142名

※1、2は主任介護支援専門員向け、3、4は主任介護支援専門員および介護支援専門員向け
 ※このほか、各地域包括支援センターは、当該圏域内を対象にした研修を実施している。

介護支援専門員資格は、平成18年度の法改正により5年毎の更新が必要となっている。介護支援専門員の維持・確保のため、平成21年度から介護支援専門員更新研修費の一部、平成29年度から主任介護支援専門員更新研修費の一部を、それぞれ助成している。

介護支援専門員資格更新研修費助成実績

(単位：人)

助成対象研修	年度				
	H28	H29	H30	R01	R02
専門研修ⅠおよびⅡに相当する科目の受講者	8	4	9	12	0
専門研修Ⅱに相当する科目の受講者	54	61	97	100	31
主任介護支援専門員更新研修の受講者	-	36	26	19	12

(2) 練馬介護人材育成・研修センター運営費の補助

専門性を持った介護従事者の育成と介護人材の確保を支援するため、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が設置する「練馬介護人材育成・研修センター」にかかる運営費を補助している。

※平成21年4月に社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が設置した介護人材育成・研修センターの運営に対し、補助金を交付することにより支援を行っていたが、障害がある高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加により、複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、令和3年4月からは、練馬介護人材育成・研修センターを練馬福祉人材育成・研修センターとして開設し、区の委託により運営している。令和4年には、練馬障害福祉人材育成・研修センターの事業を統合する予定である。

① 人材育成事業

区内介護サービス事業所の職員等を対象に、各種研修を実施する。

年度	H28	H29	H30	R01	R02
実施回数	110	104	95	103	90
参加者（延べ人数）	2,901	2,524	2,192	2,457	1,461人

※ 令和元・2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止・縮小

② 人材確保事業

介護および障害福祉分野への就労希望者を対象に、セミナーや就職相談・面接会を開催する。

	H30年度			R01年度			R02年度		
	実施	参加者	採用者	実施	参加者	採用者	実施	参加者	採用者
仕事セミナー	4回	127人	—	4回	113人	—	4回	131人	—
就職相談 ・面接会	6回	259人	39人	6回	238人	33人	5回	229人	34人

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止・縮小

③ 相談支援事業

区内の介護および障害福祉サービス事業所の職員とその家族を対象に、悩みを相談できる窓口を設置する。また、メンタルヘルスなどに関する講習会を実施する。

種類	年度	H30	R01	R02
	常設相談窓口	相談件数	338件	206件
講習会	実施回数	6回	6回	5回
	参加者数	101人	116人	68人
仕事の悩み相談室	相談件数	—	—	5件

(3) 介護人材確保・育成

区内の介護サービス事業所が、介護サービスを安定して提供できる体制を整えられるよう、介護人材の確保・育成に向けた支援事業を実施している。

① 介護職員初任者研修受講料助成

介護職員初任者研修修了後、区内介護サービス事業所または区内障害福祉サービス事業所に介護職員として3か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料の9割（上限8万円）を助成する。 ※令和元年度より対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

年度	H28	H29	H30	R01	R02
助成件数	21件	90件	79件	108件	83件

② 介護職員実務者研修受講料助成

介護職員実務者研修修了後、区内介護サービス事業所または区内障害福祉サービス事業所に介護職員として3か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ受講料の9割（上限10万円）を助成する。※令和元年度より対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

年度	H29	H30	R01	R02
助成件数	71件	140件	180件	119件

※平成29年度事業開始

③ 介護福祉士国家資格取得費用助成

介護福祉士の登録後、区内介護サービス事業所または区内障害福祉サービス事業所に介護職員として3か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、介護福祉士試験受験手数料(15,300円)および介護福祉士登録手数料(3,320円)を助成する。※令和元年度より対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

年度	H30	R01	R02
助成件数	56件	61件	68件

※平成30年度事業開始

④ 介護従事者養成研修

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、区独自基準の訪問サービスの従事者を育成する研修を実施する。研修修了者を対象に、区内の訪問介護サービス事業所との就職相談会を開催する。

	H28	H29	H30	R01	R02
実施回数	2回	2回	3回	3回	3回
修了者	126人	135人	212人	175人	130人
採用者	39人	39人	69人	44人	35人

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部縮小

⑤ 求人・採用活動支援事業

区内の介護サービス事業所に対して、人材確保に関する支援として、求人・採用活動や職員の定着に関するアドバイスを行う。個々の事業所に専門のアドバイザーを派遣する個別型コンサルタントや、年3回講習会形式での集合型セミナーを実施する。

種別 \ 年度	H28	H29	H30	R01	R02
アドバイザー派遣	25法人	15法人	2法人	—	—
集合型セミナー	74人	25人	61人	17人	17人

⑥ 介護人材定着支援事業

介護職員の処遇改善等に係るセミナーを開催し、介護人材の確保および定着を支援する。

種別 \ 年度	H30	R01	R02
セミナー参加者	20名	49名	57名

※平成30年度事業開始

⑦ 外国人介護職員向け支援

練馬介護人材育成・研修センターと連携して、日本語インストラクター養成研修および外国人介護職員受入支援セミナーを開催し、計14名が参加した。

⑧ ICT機器導入支援事業

介護サービス事業者における事務の効率化および事業所内の情報共有を図るICT機器等の導入を支援する。

支援実績

年度	R01	R02
事業者数	13 事業者	4 事業者

※令和元年度事業開始

9 相談・苦情への対応など

(1) 相談・苦情

介護保険では、利用者からの相談・苦情を受けるしくみが制度的に位置づけられている。また、保険者である練馬区が行った行政処分に対する不服がある場合には、東京都が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

① 相談・苦情

区民からの相談や苦情は、地域包括支援センター、各総合福祉事務所高齢者支援係、介護保険課など区の窓口のほか、国民健康保険団体連合会、東京都、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、消費生活センター等で受け付けている。

東京都国民健康保険団体連合会へ報告した苦情の状況調査の集計結果

分類	年度		H28		H29		H30		R01		R02	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
要介護認定に関すること	1	4.0%	0	0%	1	3.2%	1	3.4%	0	0%	0	0%
保険料に関すること	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ケアプランに関すること	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
サービス供給量に関すること	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
介護報酬に関すること	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他制度上の問題に関すること	0	0%	0	0%	2	6.5%	0	0%	0	0%	0	0%
行政の対応に関すること	1	4.0%	1	4.3%	0	0%	1	3.4%	0	0%	0	0%
サービス提供・保険給付に関すること	21	84.0%	22	95.7%	27	87.1%	25	86.3%	8	88.9%	8	88.9%
その他(サービス提供者との人間関係等)	2	8.0%	0	0%	1	3.2%	2	6.9%	1	1.1%	1	1.1%
合計	25	100%	23	100%	31	100%	29	100%	9	100%	9	100%

② 保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)

区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立てを受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行う区長の附属機関を平成15年6月に設置した。苦情調整委員(弁護士等学識経験者)3名と専門相談員2名で構成されている。

相談・苦情別件数(介護保険関連のみ)

(単位:件)

区分	年度	H28	H29	H30	R01	R02
相談		21	22	32	12	15
苦情(うち申立て)		64(3)	71(11)	46(2)	70(10)	86(10)
合計		85	93	78	82	101

③ 審査請求

保険者（練馬区）の行った要介護認定に関する行政処分や保険料の賦課徴収等に関する行政処分に不服がある場合には、第三者機関として東京都に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

審査請求受理件数

（単位：件）

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R01	R02
要介護認定に関すること	0	0	0	0	0
介護保険料に関すること	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

（２）行事・広報

令和２年度介護の日記念事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。その他の広報活動は、つぎのとおり。

タイトル等		実施・配布方法
パンフレット・冊子	すぐわかる介護保険	介護保険課および関係窓口にて配布
	地域密着型サービスってなんだろう!?	
	介護保険スタートガイド	
	こんにちは 地域包括支援センターです！	地域包括支援センターおよび関係窓口にて配布
	練馬区内の介護保険サービス事業者一覧	介護保険課窓口にて配布
その他	介護保険料のご案内	保険料決定通知書発送時に同封
	ねりま区報（随時）	新聞折り込み、公共施設等での配布
	ホームページ	介護保険に関するお知らせ、統計データ等随時更新

10 諮問機関

(1) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置されている区長の附属機関である。被保険者8人以内、医療保険者の職員1人以内、医療従事者1人以内、福祉関係団体の職員または従事者6人以内、介護サービス事業者の職員7人以内および学識経験者2人以内の計25人以内で構成され、委員の任期は3年である。平成30年度に第7期の協議会を発足し、令和2年度は8回開催した。

令和2年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第6回	令和2年4月23日	①練馬区高齢者基礎調査の結果（速報）について ②第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・人口推計等（暫定版）について ・施策案 認知症高齢者への支援の充実 ・施策案 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備 ・国における介護保険制度の見直しの動向について
第7回	令和2年5月26日	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・施策案 介護保険施設等の整備と住まいの確保 ・施策案 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進
第8回	令和2年7月9日	①第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告 ②第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・施策案 元気高齢者の活躍と介護予防の推進 ・施策案 ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進 ③新型コロナウイルス感染症に関する対応について ④介護保険制度に関する検討課題
第9回	令和2年8月28日	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・答申（たたき台）について ・検討結果報告書について（練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会） ・今後の検討スケジュールについて ②練馬区立大泉ケアハウス民営化実施計画の策定について ③特別養護老人ホームの開設について ④特別養護老人ホームの整備計画について ⑤新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査体制の拡充について
第10回	令和2年10月26日	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検

		討について ・答申（案）について ・計画（素案）の概要について ②特別養護老人ホームの整備計画について ③都市型軽費老人ホームの開設について ④看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について ⑤高齢者・障害者へのサービス確保に向けた新型コロナウイルス感染症追加対策の実施について
第11回	令和2年11月17日	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・計画（素案）について
第12回	令和3年2月12日	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
第13回	令和3年3月24日	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

練馬区介護保険運営協議会委員

令和3年4月1日現在

選出区分	氏名（敬称略）	所 属
被保険者 （8人以内）	井上 昌知	公募委員（春日町在住）
	岩月 裕美子	公募委員（高野台在住）
	腰高 文子	公募委員（中村北在住）
	嶋村 英次	公募委員（中村在住）
	関 洋一	公募委員（三原台在住）
	高原 進	公募委員（光が丘在住）
	竹中 直子	公募委員（東大泉在住）
	中村 正文	公募委員（光が丘在住）
医療保険者 （1人以内）	※選任中	
医療従事者 （1人以内）	石黒 久貴	練馬区医師会 在宅医療部介護保険対策担当理事
福祉団体の 職員または 従事者 （6人以内）	大羽 康弘	練馬区社会福祉協議会 常任理事・事務局長
	長谷川 和雄	練馬区民生・児童委員協議会 代表副会長
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長
	林 紀雄	南大泉地域包括支援センター センター長
	福島 敏彦	練馬区社会福祉事業団 理事長
	山下 越子	練馬区シルバー人材センター 会長
介護サービ ス事業者の 職員 （7人以内）	中村 哲郎	医療法人財団 秀行会 理事長
	中迫 誠	田柄特別養護老人ホーム 施設長
	大嶺 ひろ子	大泉学園高齢者グループホーム まささんの家 ホーム長
	石黒 浩	居宅介護支援事業所ベスト・ケア練馬ステーション 事業部長
	齋藤 弘	辻内科循環器科歯科クリニック リハビリテーション部 部長
	酒井 聖	ユーアイケアセンター 事業所長
	小川 良馬	(有)小川材木店 取締役
学識経験者 （2人以内）	◎市川 一宏	ルーテル学院大学 教授 学術顧問
	○内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授

※◎：会長 ○：会長代理

※任期 3年間（平成30年7月1日～令和3年6月30日）

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者6人以内、居宅サービス等の利用者等1人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者5人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。本会は、区長の求めに応じて、地域包括支援センターの設置、運営に関する事項、その他適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域密着型サービス運営委員会の委員と兼任し、同時開催しており、令和2年度は6回開催した。

令和2年度審議事項

回数	開催日	主 な 内 容
第1回	令和2年4月30日	①令和2年度地域包括支援センター運営方針について ②地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について ③桜台地域包括支援センターの移転および街かどケアカフェさくらの開設について
第2回	令和2年7月14日	①平成31年度(令和元年度)練馬区地域包括支援センター事業実績について(報告) ②令和2年度地域包括支援センター事業計画について ③第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討状況について
第3回	令和2年10月27日	①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第4回	令和2年11月20日	①令和2年度第1回地域ケア推進会議について ②第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第5回	令和3年1月22日	①地域包括支援センターの事業評価について ②第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第6回	令和3年3月23日	①令和3年度練馬区地域包括支援センター運営方針について ②令和2年度第2回地域ケア推進会議について ③第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

(3) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者6人以内、居宅サービス等の利用者等1人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者5人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。本会は、区長の求めに応じて、地域密着型介護(介護予防)サービス費の額、事業者の指定、サービス従業者に関する基準

および事業の設備および運営に関する基準、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域包括支援センター運営協議会の委員と兼任し、同時開催しており、令和2年度は6回開催した。

令和2年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第1回	令和2年4月30日	①令和2年度地域密着型サービス実施指針について ②令和2年度地域密着型サービス事業者の公募について ③指定地域密着型サービス事業者の指定について ④指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について
第2回	令和2年7月14日	①指定地域密着型サービス事業者等の指定について ②指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ③第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討状況について
第3回	令和2年10月27日	①練馬区と武蔵野市との地域密着型サービス事業者の指定に関する協定について ②指定地域密着型サービス事業者等の指定について ③指定地域密着型サービス事業者の指定更新について ④地域密着型サービス事業者公募に係る選定辞退について ⑤第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第4回	令和3年11月20日	①指定地域密着型サービス事業者の指定更新について ②第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第5回	令和3年1月22日	①練馬区と新座市との地域密着型サービス事業者の指定に関する協定について ②指定地域密着型サービス事業者の指定について ③指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ④地域密着型サービス事業者の公募について ⑤第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第6回	令和3年3月23日	①練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の継続について ②令和3年度地域密着型サービス実施指針について ③令和3年度地域密着型サービス事業者の公募要項について ④指定地域密着型サービス事業者等の指定について ⑤指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ⑥条例改正について(報告) ⑦第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会委員

令和3年4月1日現在

選出区分	氏名（敬称略）	所 属
被保険者	荒井 亮三	公募委員（西大泉在住）
	飯塚 裕子	公募委員（関町南在住）
	江幡 真史	公募委員（石神井町在住）
	田中 節子	公募委員（貫井在住）
	服部 美佐子	公募委員（光が丘在住）
	堀 立夫	公募委員（田柄在住）
居宅サービス等の利用者等	岩橋 栄子	公募委員（旭町在住）
医療従事者	石黒 久貴	練馬区医師会 理事
	蓮池 敏明	練馬区歯科医師会 理事
保健福祉関係団体の職員または従事者	會田 一恵	練馬区薬剤師会 理事
	後藤 正臣	東京都柔道整復師会練馬支部 副支部長
	芹澤 考子	練馬区民生児童委員協議会 光が丘地区会長
	千葉 三和子	練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターほっとサポートねりま 所長
	堀 洋子	ねりま社会福祉士会
指定居宅サービス事業者等の職員	加藤 均	株式会社みんなのかいご 代表取締役
	鵜浦 乃里子	デイ・サービス太陽 管理者
	青木 伸吾	有限会社アオキトゥーワン 代表
	師星 伺朗	練馬ケアマネジャー連絡会
学識経験者	◎宮崎 牧子	大正大学 教授
	○吉賀 成子	帝京科学大学 教授

※◎：委員長 ○：委員長代理

※任期 3年間（平成30年7月1日～令和3年6月30日）

11 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一つの計画期間として策定する計画である。また、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画として、高齢者保健福祉計画がある。

区は、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として、「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。

令和2年度に第7期計画（平成30～令和2年度）の見直しを行い、第8期計画（令和3～5年度）を策定した。第8期計画では、令和3年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年、その先の団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

(1) 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にする
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

(2) 目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

(3) 施策

- ① 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の一体的な推進
- ② ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進
- ③ 認知症高齢者への支援の充実
- ④ 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備
- ⑤ 介護保険施設等の整備と住まいの確保
- ⑥ 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進

12 資料

(1) 介護保険の経緯

平成 8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国) 介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
9年 4月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置 ・(国) 介護保険関連三法公布
10年 4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険担当課を設置 ・介護保険制度実施本部を設置 ・練馬区要援護高齢者実態調査を実施 ・要介護認定のモデル事業を実施 ・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員 20名 (うち公募区民 10名) ・(国) 介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
11年 4月 6月 8月 9月 10月 11月 12年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集 ・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始 (以降、制度開始まで随時開催) ・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を 280名とする) ・練馬区における第1号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約 3,500円) ・事業者説明会を開催 (以降、随時開催) ・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始 ・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を 65歳以上の区民全員に送付 ・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始 ・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施 ・介護認定審査会で審査・判定事務を開始 ・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を 4回開催) ・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される ・介護保険事業計画決定・公表 (第1号被保険者の介護保険料基準月額 3,100円) ・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定、これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止 ・練馬区介護保険事業計画 (平成 12~16年度) を策定 ・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを 65歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第2号被保険者に送付
12年 4月 5月 6月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を練馬区独自に拡大して実施 ・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査(5)、給付係、資格係、収納係に改組 ・各医療保険者による第2号介護保険料の納付開始 ・基準該当サービス提供事業者の登録を開始 ・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置 ・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始 ・「介護保険サービス提供事業者一覧 (居宅サービス版)」を創刊 ・練馬区介護保険運営協議会を設置 ・第1号被保険者の介護保険料が 10月から年金天引き (特別徴収) となる方へ事前のお知らせを送付

12年 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊 ・第1号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13年9月までの1年間は本来の額の半額で10月分から半額納付を開始） ・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始
13年 4月 7月 10月 14年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の事業を開始 <ul style="list-style-type: none"> ○国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大して実施 ○要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給 ・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組 ・高齢者生活実態調査の実施（介護保険認定者調査等） ・第1号被保険者の介護保険料について満額納付開始 ・訪問通所サービスと短期入所の支給限度基準額を一本化 ・介護保険運営協議会に次期事業計画改定に対しての意見集約の諮問
14年 4月 10月 12月 15年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・都減免制度にあわせ、サービス提供事業者による利用者負担額軽減助成を実施 ・介護保険事業計画改定に向け素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を11月に4回開催） ・介護サービス事業者会が発足 ・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額3,300円（平成15～17年度） ○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額（平成15～16年度分） ・練馬区介護保険事業計画（平成15～19年度）を高齢者保健福祉計画に包含して策定
15年 4月 6月 7月 16年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定システムの変更 （認定調査項目79項目、判定システムの変更、審査事務の一部変更） ・介護報酬が制度開始3年目で初めて改定（在宅サービス0.1%増、施設サービス4.0%減）され、全体では2.3%減 ・保健福祉サービス苦情調整委員設置に伴い、介護保険サービス調整委員会廃止 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額（区独自基準含む）の利用者負担割合を3%から6%に変更 ・第2期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・「介護保険活用読本」を都と共同で作成
16年 4月 11月 17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4・5の更新時の有効期間が12か月から24か月へ延長可能となる ・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等） ・介護保険運営協議会に第3期事業計画策定に向けての諮問 ・練馬区介護保険条例の一部を改正 <ul style="list-style-type: none"> ○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額を平成17年度まで延長 ・低所得世帯の高齢者に対する訪問介護利用料減額制度を廃止 ・「介護予防読本」を都と共同で作成
17年 5月 6月 7月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者連絡会議設置 ・（国）「介護保険法の一部を改正する法律」国会で可決 ・制度改正地域説明会を開催（12回開催） ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出 ・居住費および食費に関連する介護報酬の一部改正 ・施設利用に係る居住費（滞在費）・食費を保険給付外に改正、同時に低所得者への補足給付を創設 ・高額介護サービス費の利用者負担段階の区分および上限額を変更 ・サービス提供事業者等による利用者負担額軽減助成の利用者負担割合を5%から7.5%に変更（高齢福祉年金受給者は5%のまま）

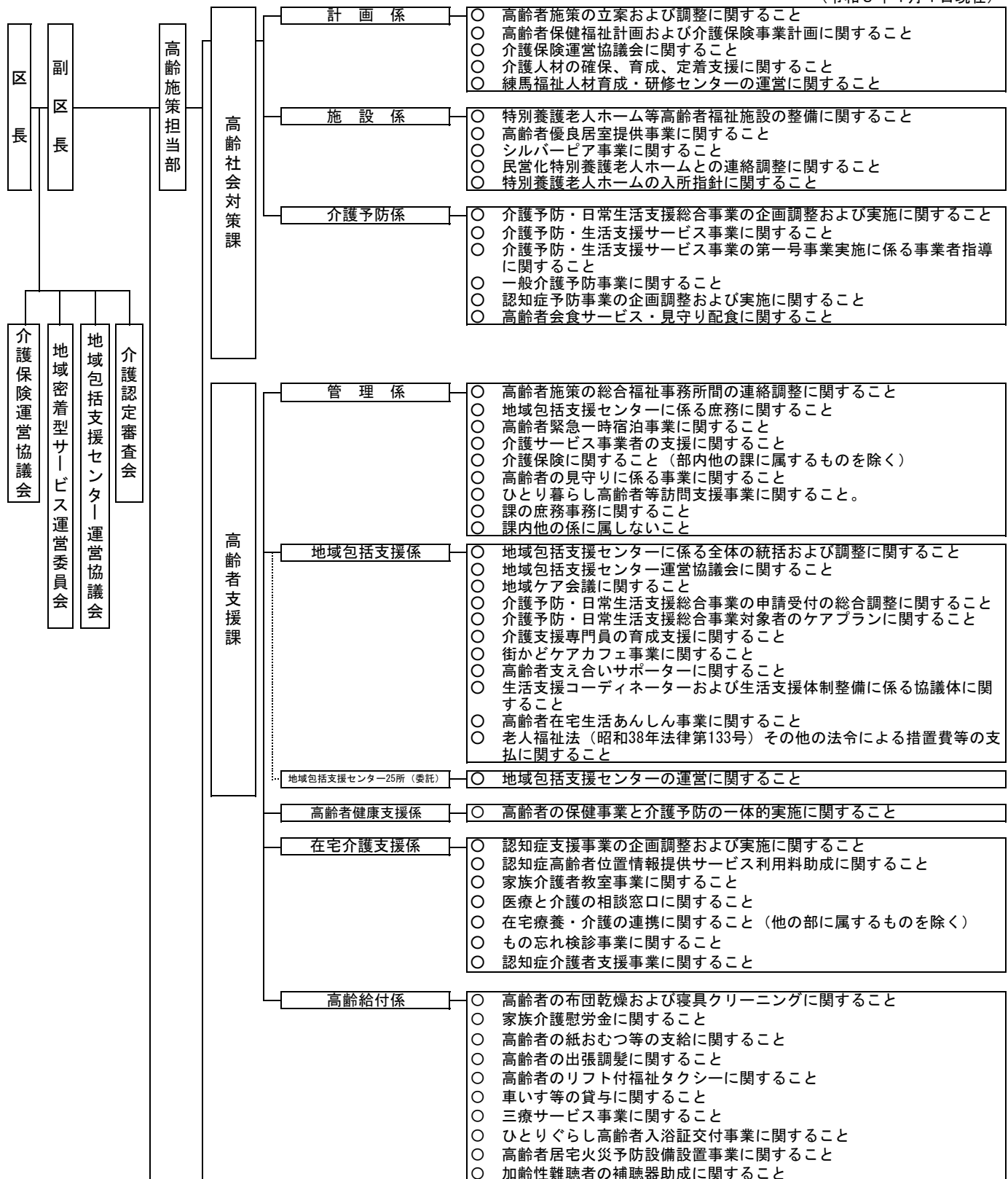
17年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催) ・介護保険制度改正シンポジウムを開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定モデル事業(第二次)を実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険被保険者証を一斉に更新
18年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・介護予防サービス提供に係るガイドラインを作成 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額3,950円(平成18~20年度) ○生計困難世帯に対する第3期保険料の減額(平成18~20年度分) ○高齢者の特別区民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置(平成18・19年度分) ・介護保険認定調査員(非常勤職員)21名を雇用し、新規申請者、区分変更申請者および更新申請者の一部への訪問調査を実施 ・要介護認定システムの変更(要介護度の見直しに伴い判定区分一部変更、認定調査・主治医意見書項目追加)
18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)介護保険法の一部を改正する法律施行 ・介護報酬改定(在宅サービス平均1%減(軽度5%減、中重度4%増)) ・介護保険制度改正に伴い関係組織改正 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険課事業計画主査を高齢社会対策課計画係に統合 ○事業者係を新設し、地域密着型サービス指定等に対応 ○認定係と認定審査会主査を認定・審査と調査部門に分け、認定審査会主査および認定調査係に改組 ○基幹型在宅介護支援センターを廃止し、各総合福祉事務所内に地域包括支援センターを設置 ○介護予防担当課を介護予防課に改組、介護予防事業係で地域支援事業の介護予防事業を担当
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会が発足 ・高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、施設利用に係る居住費(滞在費)・食費の減額、サービス提供事業者等による利用者負担軽減制度および高額介護サービス費の激変緩和措置を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン標準化事業開始
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防パンフレット「みんなハツラツ介護予防」作成
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・区内初の小規模多機能型居宅介護および夜間対応型訪問介護が開設
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度者に対する特殊寝台購入費助成制度実施(19年3月まで) ・「地域密着型サービス利用ガイド」作成 ・介護保険地域密着型サービスシンポジウムを開催
19年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの支所19か所を開設(在宅介護支援センターに併設) ・(国)特定高齢者該当基準の見直し
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護サービス事業者情報提供システムの運用開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者基礎調査の実施(介護保険サービス利用者調査等)
20年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「介護サービスの正しい利用法」作成 ・介護給付費通知「介護保険ご利用状況のお知らせ」を発送(以降継続実施)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定 ・東京都と保険者が一体となり、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置の延長(平成20年度分)
20年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスに区独自報酬を設定
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サポーターモデル事業を開始(平成22年度から本事業として実施)

20年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護の日」にちなんだイベントを開催 ・「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回）
12月	
21年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申 ・第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額3,950円（平成21～23年度）と多段階化 ○生計困難世帯に対する第4期保険料の減額（平成21～23年度分） ・区内介護サービス事業者に自動車燃料費を助成 ・（国）介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付
21年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+3%改定、一律ではなくサービス種類により個々に設定） ・（国）要介護認定調査方法の見直し（認定調査項目74項目） ・練馬区福祉人材雇用促進事業を開始（平成22年3月末で終了） ・練馬区介護支援専門員更新研修費の助成開始（以降継続実施） ・練馬介護人材育成・研修センター設立 ・地域包括支援センターの支所を3か所増設（計22か所） ・地域包括支援センターに「高齢者相談センター」の呼称を使用開始
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定資料提供事務を変更
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期練馬区介護保険運営協議会が発足
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請の受付開始
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）要介護認定調査方法の再見直し ・介護職員処遇改善交付金対象期間開始（交付申請先は東京都）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護週間事業を実施（以降継続実施）
22年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料のモバイルレジによる収納を開始
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）一般高齢者・特定高齢者を一次予防事業対象者・二次予防事業対象者に呼称を変更、二次予防事業対象者の把握方法を簡素化
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護人材等雇用促進事業を開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会に第5期事業計画策定に向けての諮問 ・高齢者基礎調査の実施（日常生活圏域ニーズ調査、介護保険サービス利用者調査等）
23年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指して」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回）
24年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額5,240円（平成24～26年度）と特例第3段階の設定等 ○生計困難世帯に対する第5期保険料の減額（平成24～26年度分）
24年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+1.2%改定 内訳：在宅+1.0%、施設+0.2%）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期練馬区介護保険運営協議会が発足
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・区内初の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が開設
25年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相談センターの支所を2か所増設（計24か所）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）
26年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険運営協議会の審議事項および委員数を変更 ○延滞金の割合の特例の算定に用いる特例基準割合の定義の改定等
26年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービスを利用した場合の区分支給限度額の見直し
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相談センターの支所を1か所増設（計25か所）
27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正

	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額 5,825 円（平成 27～29 年度）と第 15 段階の設定等 ○生計困難世帯に対する第 6 期保険料の減額（平成 27～29 年度分） ○新たな公費負担による低所得者への保険料負担の軽減 ○高齢者相談センター本所（光が丘・石神井・大泉）の業務委託開始
27年 4月 7月 8月 10月 28年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（-2.27%改定 内訳：在宅-1.42%、施設-0.85%） ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始 ・第 6 期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・一定以上所得者の負担割合の見直し（2 割負担の導入） ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る介護保険料の減免 ・マイナンバー利用開始 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険料の減免に係る申請期限を変更
28年 4月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・定員 18 人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行 ・介護保険運営協議会に第 7 期事業計画策定に向けての諮問 ・区内初の看護小規模多機能型居宅介護が開設 ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）
29年 8月 10月 12月 30年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費の見直し（一般区分の自己負担限度額引き上げ） ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額 6,470 円（平成 30～32 年度） ○生計困難世帯に対する第 7 期保険料の減額（平成 30～32 年度分） ○公費負担による低所得者への保険料負担の軽減（平成 30～32 年度分）
30年 4月 7月 8月 31年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+0.54%改定、一律ではなくサービス種類により個々に設定） ・高齢者相談センター本所 4 か所と支所 25 か所の体制を、「地域包括支援センター」25 か所に再編し、呼称を変更 ・居宅介護支援事業所の指定権限が都から区へ移管 ・パンフレット「地域密着型サービスってなんだろう!？」作成 ・パンフレット「介護保険スタートガイド」作成 ・第 7 期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・一定以上所得者のうち特に所得が高い方の負担割合の見直し（3 割負担の導入） ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○公費負担による低所得者への保険料負担軽減の拡大
令和 元年 5月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・元号が「平成」から「令和」に ・消費税率引き上げによる税収を財源とした制度改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料段階第 1 段階から第 3 段階の保険料を公費負担により軽減 ○介護報酬改定（+0.39%改定） ○介護職員等特定処遇改善加算の創設 ・介護保険施設に入所した場合の居住費・食費の基準費用額（1 日あたり）の見直し ・居宅サービスを利用した場合の区分支給限度額の見直し ・介護保険運営協議会に第 8 期事業計画策定に向けての諮問 ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）
2年10月 12月 3年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額 6,600 円（令和 3～5 年度） ○生計困難世帯に対する第 8 期保険料の減額（令和 3～5 年度分） ○公費負担による低所得者への保険料負担の軽減（令和 3～5 年度分）

(2) 介護保険関係組織、事務分掌

(令和3年4月1日現在)



介護保険課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の普及に関すること ○ 介護保険の不服審査に関すること ○ 介護保険事業の調整に関すること ○ 介護保険事業の予算、決算および会計に関すること ○ 介護保険の統計および調査に関すること ○ 介護保険の苦情および相談のとりまとめに関すること ○ 第三者評価支援に関すること ○ 課の庶務事務に関すること ○ 課内他の係に属しないこと 	
	事業者指定係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービス事業者等の指定に関すること ○ 居宅介護支援事業者等の指定に関すること ○ 基準該当事業者の登録に関すること ○ 指定サービス事業者等の情報に関すること ○ 地域密着型サービス運営委員会に関すること ○ 介護予防・日常生活支援サービス事業の第一号事業実施に係る事業者の指定に関すること 	
	事業者運営推進係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅サービス計画等の適正指導に関すること ○ 運営推進会議に関すること ○ 介護事業者等への日常的な指導助言に関すること（他の部および部内他の課に属するものを除く） ○ 介護給付調査員に関すること 	
	介護認定第一係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定申請に関すること ○ 要介護認定審査に関すること ○ 要介護認定調査に関すること ○ 審査会委員・調査員研修に関すること 	
	介護認定第二係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定申請に関すること ○ 要介護認定審査に関すること ○ 要介護認定調査に関すること ○ 審査会委員・調査員研修に関すること 	
	給付係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の保険給付に関すること ○ 介護報酬および介護予防・生活支援サービス事業に係るサービス費の支払に関すること ○ 保険給付の不当利得に関すること ○ 負担割合証に関すること ○ 保険給付の一部負担金に関すること ○ 国民健康保険団体連合会の契約・支払いに関すること ○ 高齢者自立支援住宅改修事業および用具事業に関すること 	
	介護システム係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険システムの調整に関すること ○ 給付適正化事業の調整に関すること ○ 居宅サービス計画および介護予防サービス計画の届出に関すること ○ 国民健康保険団体連合会に関すること（契約・支払に関するものを除く） 	
	資格保険料係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の資格の取得および喪失に関すること ○ 被保険者証に関すること ○ 保険料の賦課に関すること ○ 保険料の収納に関すること ○ 保険料の証明に関すること ○ 保険料の還付および充当に関すること ○ 保険料の収納委託および受託に関すること ○ 保険料の滞納整理に関すること ○ 保険料の滞納処分に関すること 	
福祉部	管理課	保健福祉サービス苦情調整委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉サービスの苦情を公平に調整すること（介護保険サービスを含む）
	指導検査担当課	社会福祉法人係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人の認可に関すること ○ 社会福祉法人の指導監査に関すること ○ 社会福祉法人等の会計に関すること
		介護サービス検査係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービス事業者等の指導監督に関すること ○ 居宅介護支援事業者等の指導監督に関すること ○ 介護老人保健施設等の指導監査に関すること ○ 指定サービス事業者等の指導監査に関すること ○ 地域支援事業の第一号事業実施に係る指定事業者の指導監督に関すること
総合福祉事務所	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法による福祉の措置および援護の調整に関すること 	
	高齢者保健担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の保健福祉に係る相談および支援に関すること ○ 圏域内の地域包括支援センターに係る全体の統括および調整に関すること ○ 圏域内の地域ケア会議に関すること 	
健康部	推進課	健康づくり係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人および高齢者の健康教育に関すること（部内他の課に属するものを除く）
		歯科保健担当係	
		保健相談所	

(3) 介護保険に関する練馬区の条例、規則、要綱

(地域支援事業のみに関するものを除く)

介護保険に関する条例・規則

- ・ 練馬区介護保険条例 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険条例施行規則 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険給付準備基金条例 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例 (平成 15 年 3 月制定)
- ・ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例施行規則 (平成 15 年 5 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月制定)
- ・ 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 27 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例 (平成 30 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例施行規則 (平成 30 年 3 月制定)

介護保険に関する要綱

- ・ 練馬区介護保険事業に係る要介護認定調査委託実施要綱 (平成 12 年 1 月制定)
- ・ 練馬区介護認定審査会運営要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区障害者訪問介護等利用者負担金助成事業実施要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区基準該当サービス事業者の登録に関する要綱 (平成 12 年 4 月制定)
- ・ 練馬区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事業実施要綱 (平成 12 年 8 月制定)
- ・ 練馬区介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- ・ 練馬区介護保険料の徴収猶予および減免処理要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- ・ 練馬区介護保険暫定サービス利用者負担軽減実施要綱 (平成 13 年 3 月制定)
- ・ 練馬区社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険高額介護サービス費支給事務取扱要綱 (平成 14 年 9 月制定)
- ・ 練馬区生計困難世帯に対する介護保険料の減額に関する事務処理要綱 (平成 15 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- ・ 練馬区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- ・ 練馬区介護保険認定調査員取扱要綱 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護給付調査員取扱要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- ・ 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱 (平成 20 年 3 月制定)
- ・ 練馬区要介護・要支援認定資料提供事務取扱要綱 (平成 21 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護支援専門員更新研修費助成要綱 (平成 21 年 4 月制定)
- ・ 東日本大震災に伴う練馬区介護保険料の減免の取扱いに関する要綱 (平成 23 年 7 月制定)
- ・ 介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱 (平成 25 年 1 月制定)
- ・ 練馬区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成 25 年 2 月制定)
- ・ 東日本大震災に伴う練馬区介護保険および介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額軽減支援事業実施要綱 (平成 26 年 3 月制定)
- ・ 練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱 (平成 27 年 6 月制定)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る練馬区介護保険料の減免の取扱いに関する要綱 (令和 2 年 6 月制定)

練馬の介護保険

—令和2年度（2020年度）実績報告—

令和3年（2021年）11月発行
練馬区高齢施策担当部介護保険課
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
T e l 03（3993）1111（代表）
E-mail kaigo@city.nerima.tokyo.jp

介護保険のページ

[https://www.city.nerima.tokyo.jp/
hokenfukushi/kaigohoken/index.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/index.html)